

第四百四十回 参議院大蔵委員会 會議録第四号

平成九年三月十七日(月曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

三月十四日

辞任

鳴崎 均君

補欠選任

山本 一太君

三月十七日

辞任

寺崎 昭久君
橋本 敦君

補欠選任

林 久美子君
吉岡 吉典君

出席者は左のとおり。

委員長

松浦 孝治君

理事

石川 弘君

河本 英典君

荒木 清寛君

鈴木 和美君

小島 慶三君

委員

阿部 正俊君

上杉 光弘君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

植崎 泰昌君

山本 一太君

岩瀬 良三君

海野 義孝君

白浜 一良君

寺崎 昭久君

林 久美子君

益田 洋介君

志苦 裕君

国務大臣

大蔵大臣

政府委員

大蔵大臣官房総務課長

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

証券取引等監視委員会事務局次長

事務局員

常任委員会専門員

説明員

厚生省生活衛生局食品保健課長

厚生省薬務局監視指導課長

農林水産省農産園芸局植物防疫課長

農林水産省畜産局衛生課長

自治省財政局地方債課長

千葉 景子君

吉岡 吉典君

山口 哲夫君

三塚 博君

武藤 敏郎君

林 正和君

薄井 信明君

久保田勇夫君

伏屋 和彦君

長野 彪士君

山口 公生君

榊原 英資君

若林 勝三君

小林 正二君

堺 宣道君

間杉 純君

古茶 武男君

青沼 明德君

伊藤祐一郎君

○平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松浦孝治君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十四日、鳴崎均君が委員を辞任され、その補欠として山本一太君が、また、本日、橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として吉岡吉典君がそれぞれ選任されました。

○委員長(松浦孝治君) 関稅定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋崎泰昌君 きょうは、関稅定率法の一部を改正する法律案について質疑をしたいというぐあいについて思っています。今回の定率法等の一部改正の中で何点かあると思いますが、その中で関稅手続の簡素化ということで税関に申告する仕様書等についての簡略化の条項が盛り込まれているように思っています。

それで、税関の手続を簡素化するあるいは輸出入の申告の時間を短縮するというのはいろいろな観点がございますけれども、全体として手続が簡素化されれば、例えば港灣の国際競争力が増してくる等、我が国経済にとって望ましい結果を与えるものと思っております。よく税関の入管申告手続については、手続時間がかかり過ぎるんじゃないのと、あるいはもう何日も待たなければならないやってくれないとか、いろんな不平が出ているように思っています。

において緊急の課題の一つであるというぐあいに思っています。私は、いわゆる税関で行う輸出入の申告の処理というものは、税関で行う申告書の処理と、それから他省庁が外国から我が国に通させた貨物で国内法に照らして適合性があるかどうかというものを検討するためのいろんな手続があるように思っています。

先般、昨年の九月だったでしょうか、大蔵省が通關手続についての程度の時間を要したかというものを発表されました。私はそれを見て大変びっくりしたんですけれども、その調査結果によると、申告から貨物の輸入許可までに要する時間は、この種の調査は継続的に行われているようですけれども、平成三年には申告から許可まで二十六時間かかっておるんですね。ところが、最近の調査である平成八年には約十時間に短縮されている、半分以下になっているということで、それなりに迅速化が行われているという印象を受けているんです。今申し述べたのはいわゆる海上貨物の話でございます。航空貨物はこれまで非常に迅速にやっておられるように思っています。同じく平成三年は二・三時間、そして平成八年には一・八時間、申告から輸入許可まで非常に迅速化されているような資料がございます。私は大変感服をしております。

しかし、それなりに詳細に調べていくと、全体の時間が短縮される中にあるものによつては大変時間を要しているものがあります。これも調べると、いわゆる通關の難関四天王というのがありまして、その難関をもつて誇っているわけじゃないでしようけれども、時間がかかっているのが一つは食品衛生法であり、一つは植物防疫法であり、一つは家畜伝染病予防法であり、一つは薬事法の検査対象となる物件については、非常に多くの時間がかかっているように見えます。

そこで、税関は、やはりいろいろな国内法規がございますから他の省庁の手続が終了していることを最終的に確認しないと輸入許可が出せないということになるのだと思いますが、きょうは厚生省と農水省から御出席願って御説明を承らうと思っておりますが、例えば食品衛生法に関連するものというのは大体五〇％ぐらいは所要時間が非常にかかっているというぐあいに聞いておりますが、実情はいかがでしょうか、厚生省。

○説明員(塚宣道君) 輸入手続に関して食品についてでございますが、ただいま委員御指摘のようなことがございまして、平成八年二月に輸入食品監視支援システムというものを稼働いたしました。これはF A I N Sと呼んでおりますが、従来書面による手続のほか、輸入者等の設置したコンピュータ端末による届け出を可能として輸入手続の簡素化、迅速化を図ったものでございます。さらに、ことしの二月から厚生省のF A I N Sと税関手続の通関情報処理システムN A C C Sとのインターフェース化を図りまして、その利用の大幅な拡大を図ったところでございます。

このシステムによりまして、輸入者が輸入の都度手続のために税関所に来る必要がなくなりました。さらに、F A I N Sの自動審査機能によりまして検査の不要なものについては即時に手続が完了する。例えば、これまで検査不要の届け出であつても手続の完了が翌日になるようなこともあつたわけでございますが、その日のうちに手続が完了するというところでございます。輸入手続に要する時間が短縮されて、手続の大幅な迅速化が図られるというところでございます。また、届け出事項のコード化による事務入力の手軽化のほか、届け出事項の他の省庁との共通項目との入力を省略することが可能になりまして、届け出事務の簡素化というものが図られる、そういうふうになっております。

以上です。
○榊崎泰昌君 食品衛生法の場合は、類型化していろいろなことができると思いますけれども、今

インターフェースとのネットということを言われましたが、類型化したものはどのようにしておられますか。

○説明員(塚宣道君) 一部重複いたしますけれども、いわゆる税関手続のものとそれから私どもの食品の輸入というものの届け出というものの、それが项目的に重複する場合もあるわけでございまして、それらも一つに統一できるということで簡素化できるといふことだと思ひます。

○榊崎泰昌君 次に、植物防疫法の関係について御説明ください。植物防疫法は全体のうち一七％ぐらゐを占めているやに聞いていますので、重要な品目だと思ひます。

○説明員(吉家武男君) 植物防疫について、お答えいたします。

輸入植物の検査に要する時間でございますが、これは植物の種類あるいは量によつて若干の違いはございます。その中でも特に迅速化が要求されます切り花、これについて見てみますと、検査自体は二十分程度で終わるといふ状況になっております。ただ、申請から書類手続が全部終わるまで、例えば朝申請がなされれば午前中には終わつてしまふという検査体制をしかせてもらつておるわけでございます。

この植物検査に關します輸入検査の一層の迅速化あるいはペーパーレス化を図るために、食品衛生と同様に税関の通関手続の電算システムとのインターフェース化を進めてきておりまして、この平成九年四月からの供用開始を予定しております。そのための準備に今鋭意努力しているところでございます。これによりまして、輸入者の輸入検査の申請をコンピュータにより行うことができるというところでございますので、手続の迅速化が図られるというふうにご考慮のところでございます。

○榊崎泰昌君 インターフェース化を、要するに電算機でこういう申請があつたやうなことで適応するといふぐあいに判断すれば、すぐ税関に聞かせてすぐ許可を出す、こういう制度のように思

いますけれども、現在食品衛生法はやつておられると。しかし、農水省の物件についてはこの四月ぐらゐから始めようとしておられるわけで、大変結構だと思ふんですけども、結局は全部検査をやつておられるわけですね。若干、農産物でつかしうがなないのかなという感じがしますが、そこら辺の迅速化に努めていただきたいと思ひつています。家畜伝染病については、いかがですか。

としておりまして、現在この点に關しましては特別な手続を必要としておりません。
ただ一方、サンプルあるいは試験研究用ということで許可のない医薬品等を輸入する場合には、あらかじめ税関限りで御判断ができる部分とそうでない部分というのを類型化してございまして、税関限りで判断できないものにつきましては、私どもにおいて、これは薬としての輸入ではないといふことを確認させていただいた上で確認書を、薬監証明と呼んでおりますが、薬監証明を発行させていただいておられます。

現在、貨物として輸入されます畜産物につきましては、その検査手続に要する時間については、輸入業者から申請手続が提出後、航空貨物につきましては三時間前後、船舶貨物につきまして二十四時間前後で検査手続を終了したしていただいております。

こうした許可のない医薬品等の輸入につきましては、これまで税関限りとするものの範囲をできるだけ拡大するとともに、私どもの証明書類の発行に必要な書類の削減等々できるだけ簡素化、迅速化を図つてきたところでございますけれども、ただ、貨物が届いて当日あるいは翌日ぐらゐに私どものところに來られる、私どもの薬監証明の発行そのものは一通五分ないし十分といふことでございますが、そうした点からいいますと、先ほど先生から御指摘のありました平均十時間といふふうなところに比べますと、やはり人間がやるというこの限界があるのかなというふうにお感じ

輸入者は従来は書類によりまして行つていた輸入検査の申請を輸入者の所有しますコンピュータにより行うことが可能となることによりまして、手続の迅速化が図られるものと考えております。

○榊崎泰昌君 今、ちよつとお話しになりましたけれども、サンプルをお持ちになつて云々といふぐあいに言われましたが、私は薬事法だけはインターフェースの計画がまだ進んでいないというぐあいに認識をしてるんです。インターフェースというのは、税関の持つていますN A C C Sとの間の電算化作業、これを薬事法においても、一々現物を持つて役所に行つて云々と、この電算化時代に何をやつとるんじやというふうな感じがするんですが、いかがですか。

○説明員(間杉純君) 薬事法の関係で、医薬品等の輸入というに關しまして、これはもう先生御案内のとおり、二つのタイプがあるわけでございまして、まず、医薬品等を業として輸入するということでございます。これは薬事法に基づきます許可が要するということになるわけでございますけれども、こうした医薬品の通関に当たりましては、昭和六十年八月からもう許可証の写しを税関にお示しをしていただくだけで通関ができるということ

○説明員(間杉純君) 御指摘のとおりでございます。実は私も食品輸入監視のF A I N Sのシステムを拝見させてもらいましたけれども、ああいふ形でできますれば、本当にユーザーにとつても行政にとつても非常に効率的であらうというふう

に思っております。

ただ、問題はどこまで類型化あるいは情報の定型化ができるかということかと存じます。例えば、私どもも薬監を証明する際にも、やはり物を見るということで商品の説明書を出していただく場合もございますし、あるいはお医者様が自分の患者さんにお使いになるというふうなケースの場合ですと、例えば医師であることの証明とか、あるいは治療計画ということを書き添えていただくということもケースによりましてはあろうかと思いますが、そういった個別の提示書類の取り扱いをどう考えるかという点も含めまして税関御当局の御意見も伺いながら、インターフェース化が可能かどうか検討させていただきたいというふうに思っております。

○横崎泰昌君 冒頭で申し上げましたように、通関手続、輸出入手続を短縮するということは同時に経済の活性化にもつながる、また手続を簡略化するということも、これは大変失礼ですが、これも職員のセービングにもつながるということなので、ぜひインターフェース化を推進されていかれるように努力をしていただきたいと思うんです。

ついでのことで言いますと、皆さん方御存じだと思いますが、現在の通関のところで、昔々ですけれども、やせる石けんというのがありましたね、あれをいっぱい買って持ったとすると、二十四個まででなきゃだめだと言ったんですよ。業としてやる、要するに横流しするんじゃないかというので、二十四個までは個人の使用にたえるんだと。ところが、口紅もそうなんです、これはみんな薬事法の関係なんですけれども、なぜそういうぐあいに制限されるのか、ちょっと御説明願います。

○説明員(間杉純君) 化粧品につきましては、業として輸入し国内で販売をするということになれば、これは無許可の物も入ってき得るわけでございますから、それは薬事法で厳密な規制をするということかと思えます。

一方、ただいまの先生の御指摘は個人輸入というところでございまして、これはこういった薬事法

の厳密な規制の中におきましても、輸入される方御自身がみずからの責任で使うというふうな場合に輸入を認めているということでございます。化粧品の個人輸入につきましては今二十四個以内としているわけでございますが、今先生から口紅あるいは石けんというお話もありましたけれども、これは化粧品の特性から個人の方が短期にそう大量にお使いになることはないのでないかというふうなことも考えまして、いつか十二個という時代もございましたけれども、今度は二十四個ということにしておるわけでございます。

何でも、調査によりましてクリームとか口紅ですと大体五、六年、二十四個ありますとものつというふうな調査もございまして、個人がお使いになるという個人輸入の枠の中でお考えいただいた場合には、不足することはないのではないかとこのうには考えております。

一方、率直に申し上げまして、私どもの問題認識をいたしまして、この個人輸入というふうな制度を、悪用と言うと語弊があるかもしれませんが、一人の方が頻りに個人輸入で入れる、あるいはグループ買いをするというふうなことで、いわば無許可の化粧品を国内に流通させてしまうという例も薬事監視の中で見つかっております。このことは、御指摘のような個人輸入の拡大ということとはまことにそのとおりかと思いますが、一方でこうした消費者の保護ということも重要であろうかというふうにご考慮いただいております。今後この両面からの検討が必要なのではないかというふうに考えております。

○横崎泰昌君 今伺いまして、各省ともそれぞれの工夫を願っているように思えます。今後とも十分税関と協議していただいて施策を進めていただきたい、かように考えております。

さて、最近では覚せい剤や麻薬などが青少年にも随分浸透が進んでいるように言われております。また、一般市民を標的としたけん銃犯罪が多発しているとも聞きます。日本は世界で一番安全な国だと言われましたが、今や国民の健康で安

全な生活がこのような犯罪によって脅かされているという現状であります。

伺いますと、これらのけん銃、麻薬はもちろんのことながら国内ではつくっております。海外から輸入をされております。輸入というんですか密輸されております。税関では水際作戦ということで、本件について非常にナールパスに取り扱われていると思っております。現在この水際での押さえ込みの状況、いわゆる社会悪物品の水際における取り締まりというものは税関に課せられた重大な使命であると思っております。現在どのような状況にあるのか。

それから、さらに申し上げたいことは、国際的な協力がこれほどしても必要なので、警察でいえばインターポールというふうなものがありまして、これらのものについてどういうぐあいにやっているのか、さらに税関職員は一体どのようにやっておられるのか。私は、税関職員の数が足りないというぐあいに思っているんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(久保田勇夫君) けん銃とか不正薬物等の社会悪物品の取り締まり状況についての御質問でございます。

まず、その状況がいかであるかと、こういうお話でございますが、特に麻薬、覚せい剤等につきましては、税関は水際で国内押収量の六割程度を押さえておまして、物によつては九十数パーセントまで押さえるというふうな比較的良好なパフォーマンスを示しているという気がするわけでございます。

それともう一つ、このような状況で税関が、先ほどからお話ございました限られた人の中で取り締まりを効果的にやるためには外国当局との情報交換が大変必要でございます。これは去年の三月のアジア欧州会議、ASEMと申しておりますが、そこでも取り上げられておりますし、さらに六月のサミットでもこの協力を強化しよう、というふうなことが言われているわけでございます。我々もいたしまして、いろんなことをやっておりますが、特に税関協力理事会、いわゆるW

COとの協力がございまして、さまざまなルートを通じて外国税関当局との情報交換に努めているわけでございます。この種のやつは特に情報が大変だということで、特に一九八七年に香港にアジア太平洋地域の情報連絡事務所というのを置いておりますが、これには一九九一年より日本から税関職員を派遣して積極的に貢献しております。さらに来る一九九二年には同事務所を東京に移していきなさいと考えておる次第でございます。

さらに、最近、諸外国の税関当局間で活発に締結されております二国間税関協力取り決めというのがございまして、現在この重要性を我々は非常に大事だと思っております。政府内部の関係機関と前向きに検討しているところでございます。

定員はいかがかと、こういうお話でございます。このような状況のもと、御承知のように定員は非常に厳しい中ではございますが、事務の重点化、機械化等、業務運営の効率化に努める一方で、税関の定員の確保につきましては、非常に厳しい定員管理のもとではございますが、最大限の努力を払っているところでございます。今後とも払っていきなさいというふうにご考慮いただいております。

○横崎泰昌君 時間がないので、これで質問をやめますけれども、いずれにしても水際の作戦で有効に阻止していけるように御努力をお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○荒木清寛君 平成会の荒木清寛です。

まず、関税定率法に入る前に、大蔵大臣に一点だけ伺いをいたします。

それは、十四日にいわゆる年金の自主運用検討についての確認書を厚生大臣と締結されたという件であります。財投の原資の三分の一を占める年金資金について、財投からの切り離しを検討することで合意をする確認書だと、読めばそういうふうに感じます。

小泉厚生大臣は、もうかねてから郵政三事業の民営化を主張しておられまして、同じ十四日の参

議院本会議でもその主張をもう一度やられたわけ
です。民間でできるものは民間で、そういう改
革の一般論を具体的に適用すべきだという、それ
はそれで非常に私は筋が通っている話ではないか
というふうに思っています。ですから、
厚生大臣の側としては、こういう確認書を結んだ
真意というのは、同じ財投の入り口に位置をする
郵便貯金改革論議への転化をすることが真意だっ
たのではないかと、そういう観測もあるわけです
ね。

そこで大蔵大臣に、こういう見直しをするとい
う、検討をするという確認書を締結された真意と
いいますか、何を目標にされているのか、お尋ねを
いたします。

○国務大臣(三塚博君) いろいろ取りざたされて
おりますけれども、エッセンスだけを申し上げま
すと、財投のあり方の検討は、国会におきまして
も国民間におきましても出ておるところでござい
ます。よって、私どもは資金運用審議会に懇談会
を設けまして論議をいたしております。

そういう中で、平成十一年の次期財政再建計算
時に間に合いますように年金の問題について結論
を出していきたい、そういうことを申し合わせし
たところでございます。それ以上でもそれ以下で
もございません。私との正式の懇談の中では、主
管外の郵政三事業の問題については、彼は言及す
るところではございませんでした。

○荒木清寛君 今、大臣の最初のお話で、財投の
あり方がいろいろ国民的な関心というか、議論に
なっていると、そういうことを前提にした確認書
だという趣旨だと思ふんですね。

そうなりますと、郵便貯金は原資としては年金
の二倍近いという巨額な一つの供給があるわけ
でありまして、年金の資金の運用の仕方を見直す
のであれば、検討するのであれば、当然これはそ
れ以上の金額である郵便貯金の原資をどうするの
かというこの審議会で、資金運用審議会です
か、これで検討されていけるんではないかと思
いますが、そうではないのでしょうか。この資金

運用審議会というのは郵政省も所管になっておる
んではないですか。そうであればなおさらのこと
……(「大蔵だよ」と呼ぶ者あり)大蔵だけですか
ね、間違っておれば訂正していただきたいと思
いますが、いずれにしても、年金の運用だけを
見直すというのであればとも整合性がないとい
うふうに思いますが、その辺いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) これは、資金運用審議会
の懇談会、大蔵大臣の諮問機関でございます。本
審議会におきまして、資金運用のあり方について、
また有効性等について、今後の進め方等について
論議が行われておるわけでございまして、この審
議会の中に財政投融資の改革を推進する観点から
懇談会を設置いたしました。専門家の意見を聞き、
本格的な検討研究を進めていくとしており、第一
回が二月十七日に開催をされました。

私と小泉厚生大臣の間におきましては、昨年の
予算の際に小泉厚生大臣から今後のあり方につ
いて格段の協力を願いたい、こういうことであり
まして、年金運用についてでありまして、重く受け
とめながら対応を考えてまいりまして、こう
いうことで終わっておるわけですね。

その重く受けとめたことを受けて、ただいま申
し上げました二月十七日に第一回会合を開きまし
た。第一回で終わるわけではなく、二回、三回、四回、
五回と、平成十一年の年金の運用についてどうあ
るべきかということについて検討をし、結論を出
していこう、こういたしておるわけでございませ
うから、これをもって大きな前進であるというの
で、預託利子の改定に賛同をいただいたというの
すべてでございまして、御説のように入り口にお
ける二百二十兆に達しようといいたしております
郵便貯金の問題は問題として、これは懇談会の中
で意見が今後出ていくのではないのでしょうか。そ
ういうことであります。

○荒木清寛君 それでは、関税定率法に關連しま
して、一、二点お伺いしたいと思ふます。
関税といふものは、歴史的には国家の財源と
して大変重要な位置を占めておりましたが、国家

の財政規模の巨大化や国内の徴税体制の整備に伴
いまして、財源調達手段としての意義は次第に
失つてきております。税収に占める割合等を見れ
ばそれは明らかであるかと思ふますが、一方で関
税は輸入品に対して課税されるということから、
関税分だけ輸入品の価格を引き上げ、国産品を保
護するという機能があるわけですね。こういう国内
産業を保護することに重きを置いた関税を保護関
税というのでありますが、今日の先進国ではほと
んどすべての関税がそういう意味での保護関税
であると指摘をされております。

この保護関税について考えてみますと、一方は
国内産業にとりましては輸入品との競争を有利
に運ぶことができるという、そういう国内産業を
保護する効果があるわけでありまして、消費者の
立場からすればその分高い輸入品を買わなければ
いけないということになるわけでありまして、つま
り、保護関税というのは国内の生産者と消費者、
需要者との間に利害の対立関係を生むという構造
にあります。したがって、関税政策の運用に
当たりましては、その一方だけに偏らないように
配慮をすることが重要になってまいります。さら
には、WTOやAPERCの一員として関係諸国に
対する配慮も必要でございまして。

そこで一つお伺いしますが、そのあたりの利害
関係を関税率の設定に当たってはどうか考慮して
いるのか。特に関税率の率というのは関税率審議会
というのがありますけれども、そこでの検討がベース
になるようでありまして、そこでの審議会の
場に十分消費者側の意見というのは反映されてい
るのか、そういう利害の調整の仕組みについてお
答えをいただきます。

○政府委員(久保田勇夫君) 大変、関税政策の基
本にかかわる御質問をいただきました。
今、委員御指摘のとおり、今日国際社会におけ
る経済の相互依存化が非常に進展をしております
と、それで人や物の国際的な移動がますます活発
化しております。税関の話は国境を越える物な
り人が対象でございまして、そういう意味で、そ

の中で今おっしゃいましたようなWTO、APERC
等の活動強化を通じて多角的な自由貿易体制の
維持強化が国際的な潮流になっているというの
が一方にございまして。

他方では、今おっしゃいましたように、こうい
う潮流のもとで国内産業の保護それから消費者の
利益、税収の確保それから税関における円滑な政
策執行等の観点を含めて総合的に勘案してやって
いくということになります。さらに、その具体的
な仕組みを考える場合には、関税率体系上のバラ
ンスでありますとか、あるいは税制としての整合
性をも踏まえながら毎年度の関税改正を適切に
やっているつもりでございまして。

そういうことから、今回の関税改正におきまし
ては、適正な納税申告を確保するという観点から
過少申告加算税等の導入を盛り込ませていただ
いておりますが、税関は、低くなりましたと申し
ましても、なお三兆円の税収にかかわる徴税機
関でございまして、今後とも行政の面では適正、公
平な課税の確保が非常に大事だということに考
えておりますし、もう一つ大事な諸外国の税関と協
力してけん銃や麻薬等の社会悪物品の水際取り
を強化してまいりたいと思っております。

御質問の趣旨は二つあるかと思ふますが、一つ
は保護機能に非常に、保護に偏っているのではな
いかということでございます。確かに、これまで
の累次の関税引き下げによりまして関税率の水準
は低くなっておりますが、農産品、繊維製品など
高い関税率が設定されている品目もありまして、
そういう意味では関税の保護機能は効果的に働
いていると思ふますし、また必要な分は十分存在
するということに考えているわけでございませ
う。さらには、関税には不当廉売関税や相殺関税など、
不公正な取引貿易を是正しWTO体制のもとでの
自由貿易秩序を維持するというものも我が国には
あるわけでございまして。

最後に、関税率審議会についての御質問でござ
いしますが、関税率審議会にはしかるべき方も代
表となつていただましていろいろな御議論をいた

だいておりました、その議論の結果等の概要は報告をさせていただきます。いろんな要素をいかにバランスをとってやっていくかというのは行政の大きなポイントだと思いますし、私どももその辺を踏まえて一生懸命に対処したいと考えております。

○荒木清寛君　そこで、具体的に今回の改正で新設をされました石油アスファルト等に係る関税の還付制度についてお尋ねをします。

私は、反対をするわけではありませんが、しかしこの還付制度の新設について若干十分に理解ができない点があるわけです。そこで、こういう還付制度を新設した理由といえますか趣旨、それを説明願えますか。

○政府委員(久保田勇夫君)　石油アスファルトに係る関税の還付制度の新設の理由いかん、こういう御質問でございます。

まず本制度は、これは趣旨にかかわるもので、最初に簡単に御説明させていただきますが、石油精製業者等が関税納付済みの原油から石油アスファルト等を製造し、それを製造工場から移出した場合または工場内で燃料として使用した場合、その原料として使用した原油について納付された関税の一部を還付するということでございます。

本制度は、石油製品をめぐる環境変化に配慮する観点から講ずるものでございまして、特に石油アスファルト等が生産され、円滑に消費される環境をつくることにより、原油の増産の抑制を図る、あわせて中間留分の安定的供給を図るために創設するものでございます。

もう少し補足させていただきますと、今後需要が減少すると見込まれる原油の生産抑制と、今後需要の増加が見込まれる中間留分の安定供給を積極的に進めることが総合的な石油政策の推進の観点から特に必要であるということとを踏まえて、石油精製業者に対して石油アスファルト等の生産のインセンティブを与えるために本制度を導入するというところでございます。

○荒木清寛君　そこが、私よくわからないんです。

簡単に言いますと、私も石油はそう専門ではありませんが、今後需要の増加が見込まれる中間留分というんですか、これの増産を円滑に、そして需要の減少が見込まれる原油を抑制するというお話を、私も聞かれています。そんなことは何も税制で考えなくとも市場原理に任せておけばいいんじゃないかというように素朴に思うわけです。当然需要がふえればつくるに決まっているわけですし、需要がないものは市場のメカニズムからいえば生産をしませんから、ほっとおいたって今後は、そういう需要がふえ、減るという関係にあるんだとしたら、供給の方も当然そのようになっていくというのが市場メカニズムでありますから、それをなぜそんな税金を還付するなんという異例なことをやりますか、異例というかほかにも例がないということにやあありませんけれども、全体の税制から見れば還付制度というのは常態じゃないわけですし、そこまでして企業の生産活動にかかわっていく必要はあるのかというふうに思うわけですが、この点いかがですか。

○政府委員(久保田勇夫君)　確かに重要な点だと理解をいたしております。実は原油につきましては、我が国で原油がほとんど生産されていないのに、なぜ原油に対して関税が課されているかというところから本来の議論はあるのではないかと、考えているわけでございます。御高承のとおり、この原油等につきましては、いわゆる石炭等エネルギー対策の特定財源ということで課税をされているわけでございます。そういう意味ではそういうふうなものとしての仕組みになっている中で産業政策の要請がある程度入ってくるというところは一つの考え方ではないかと思うわけでございます。

さらに申し上げますと、今おっしゃいました中に入っておられると思いますが、関税政策自身、産業政策とは全く無縁ではあり得ないという面があることもまた事実だろうと思えます。そういうものとして、関税の特に油関係の関税の政策は運営されてまいりましたし、そういう意味で石油政策の観点からいろいろなことをやるということはこれまでもやってきているわけでございます。特に今回はこの新しい還付制度はつくりました。中間留分の増設等にかかる還付制度は廃止をいたしております。これはそういう意味では石油政策の運営に沿ったといえるでしょうか、めり張りを含んだ関税政策というふうな全体としてなっているというところではないかと思っております。

○荒木清寛君　確かに、これまでの行政のあり方からすれば一つの考え方ではないかと思うんですが、ただ、今はもう規制緩和、自由競争という大きな柱がある時代なんです。石油行政自体も、特石法が昨年の四月からもう廃止になっているというふうな環境の変化もあり、なるべくそういう民間の活動にかかわって行政が介入しないという方針であります。これは税を軽減することでもありまして、あえて問題にすることでもないかもしませんけれども、しかしそういう形で行政が特定の製品をつくるように仕向けていくということとではありますから、やはりそういう規制緩和、自由競争という流れから見るとちよつと私は異質ではないかというふうに考えるわけで、今後こういう還付制度等を新設するのであれば、十分その辺の今の流れを踏まえないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(久保田勇夫君)　確かに、その時々々の経済政策あるいは産業政策を踏まえて、この関税政策もそういうところから独立してはあり得ないわけでございます。産業政策がそういうものとして推進されますと私どもその意を受けて関税政策を議論していくことになろうかと思っております。

○荒木清寛君　今の議論は、この関税率審議会の議事概要というのを今公表していらつしやいますね。それは非常にいいことだと思っておりますけれども、その中でいろいろな意見が出ているのを見て私はそういう問題意識を持ったわけなんです。

そのくだんの関税率審議会では、この石油アスファルトに関する関税の還付制度の新設というのはいつかから検討し始めたんですか。随分慎重に検討されて、こういう結論を出しになったんですか。

○政府委員(久保田勇夫君)　最初に関税率審議会で大蔵から諮問の御議論を、年度改正の諮問を始めたのは、たしか九月ごろだというふうな記憶をいたしております。

○荒木清寛君　そうしますと、諮問をされたのは三塚大臣の前任の大臣ということになります。大臣はこういう還付制度を設けてひとつ石油をめぐり製造工程に介入していくという点を含みますと慎重にすべきではないかと思うんですが、最後にいかがでございますか。

○国務大臣(三塚博君)　規制緩和はまさにオープンで自由闊達な経済・商業活動の中で国民生活に寄与する、こういうことであります。同時に、先ほど来局長言われますとおり、石油は秋田沖にスズメの涙ぐらいしか出ていない、ほとんど無生産国と言つてもよろしいかと思っております。

そういう中で、需要の多い石油アスファルト製造というところに対するインセンティブを与えることによりまして産業政策としてこれを決定した、こういうことでございまして、この分野はやはりそれなりに規制緩和の世の中とはいえず、足らざるものをそこでバランスよく製造して、公益のため、また地域のために、国民のために貢献するということはあり得てもやむを得ない、またある意味で必要なものなのかな、こう考えておるところであります。

○荒木清寛君　終わります。

○鈴木和美君　私は持ち時間が少ないので、二つの点について御質問申し上げます。その一つは、過少申告加算税の導入についての問題です。二つ目は、反面調査についてお尋ねを申し上げます。

御承知のように、この過少申告加算税の導入につきましては、昭和四十一年当時に申告納税制度が導入されるときに通関業法と事前教示制度等が整備されていないという意味で、輸入者が適正な納税申告を行う環境が整備されていないということでの加算税の導入が見送られたと思うのでございます。三十年過ぎましてその環境が整ったという意味で、この際加算税を導入したいというのが第一の理由のように大蔵省の説明を聞いています。

ところが近年、税関の調査によって把握された申告納税額、これを見ても、平成七年度には約四十六億円、平成二年度には二十二億円であつたものが五年間で二倍になっているわけです。その要因を大蔵省はどのように述べているかというと、一つは貿易取引の形態が著しく複雑化し、輸入者自身が関税の申告に必要な情報を把握できない事例が増加している、これが一つ。二つ目には、規制緩和や円高の進展に伴って、貿易取引について十分な知識を持っていない新規の輸入者が増加しているというようなことを挙げているわけでございます。

こう考えると、むしろ環境が整っていないんではないかというようにも考えられますが、言っていることがちよつと矛盾じやないかと思うんですが、どういふふうに認識すればいいのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(久保田勇夫君) 今、委員御指摘のとおり、昭和四十一年に申告納税制度に移りました。本来でありますと、申告納税とあわせて国内と同様に過少申告加算税等の導入をやるべきではないかという検討をかなりやつたようでございます。その際、これも委員御指摘のとおり、まだ環境が整っていないということで見送つたという経緯がございます。

その後、昭和四十二年に通関業法が制定をされまして、これによって専門家がこれに関与し得る道ができたわけでございます。その後、事前教示制度の運用体制の整備を着々と重ねました結

果、一つは環境が整つたというふうに判断したわけでございます。

それから第二番目は、今これも委員御指摘の中に入つておりましたが、税関の事後調査によって把握された申告漏れ税額がかなり増加をしておつて、これはやはり適正な納税申告を確保する必要がありますと、きちつと納めたい人たと過少に申告された人との間で何らかのペナルティーがないのはいいか、なものと、この当然の話でございます。

それから第三番目は、最近、今御指摘の中にもあつたと思ひますし、御議論をいただいておりますように、迅速通関というのに非常に大きな力点が置かれておりまして、国際的にもAPECの場でありまして、ASEMでありますとか、税関手続の円滑化という、いわば規制緩和と申しますか、簡素化の話が非常に強く行われていてございします。しかしながら、翻つて考えてみますと、この適正な通関と迅速な通関とは車の両輪のようなものではないかというふうな考えられるわけでございます。一方では簡素化なり円滑化を進めなければ、その裏側として、やはり不正があつた場合にはペナルティーが要するということが当然の帰結ではないかというふうな考えをたつてございします。そういうことで、これを導入することにしたわけでございます。

委員御指摘の、関税等の申告漏れ額が増加している原因ということですが、ちよつとあるいは私どもの説明のところで不正確なところがあつたかも知れませんが、一つは、近年貿易取引が非常に複雑になっておりまして、なかなかそれによつて正確なものができていないというところがございます。それから、貿易取引の額が大きくなると、どうしても一個一個の取引も大きくなるし、全体も大きくなるというところで高額の申告漏れも当然出てくる、一個当たりの単価が大きくなるというところが増加をいたしまして、私どもといたしましては主としてこれらが大きな理由かなというふうな考えているわけでございます。

もちろん、申告漏れ税額という意味では、平成二年の二十二億、直近の平成七事務年度で四十六億というところでございまして、国内の税に比べればそれほどではないと思ひますが、絶対額としてはかなり大きいというふうな考えているわけでございます。

それにもう一つ、最近ふえたのは一つは輸入者に対する調査数を増加させたと、調査部門の人員を多少強化したということもあるいはあるのではないかと、いふふうな考えております。いずれにいたしましても、私どもはこういう人からももちろん申告漏れ税額なり加算金を取るというのが当然でございします。メーンではございませんで、いかにして適正な申告をしていただくかということが大変ポイントでございます。

そういう意味では、事前教示制度を従来より以上にいろいろな形で充実させることによつて、願わくばこういう過少申告がないように、そして結果的には過少申告加算税を課さなくて済むように、そういうふうな方向で努力をいたしたいというふうな考えております。

○鈴木和美君 今お話しのように、事前教示制度ということにつきまして、これは知識上の問題なのですか、それとも人が足りないために輸入業者に対してそういう教示ができないというように考えるべきなのか、どちらなのでしょう。

○政府委員(久保田勇夫君) できないというよりは、むしろそういうことをより一層充実させることによつてできるだけ納税者の輸入者が適正な情報を得られるように努力したい、こういう趣旨でございます。

これは、加算税の導入がおくれた一つの理由でもあるんですが、国内の税金の場合と多少違ひまして、分類というのが委員御承知のとおり税関の輸入には大変大きなポイントでございます。これは国際的なスタンダードがございまして、品目、項目数でいきますと七千ほどになっております。もちろん、これすべてが税金にかかわるわけではございませんが、そういう意味でやや複雑である

というのと、プロフェッショナルな目を要するという意味で申し上げているわけでございます。そういう意味では、今回の加算税の導入を機により一層の事前教示制度をやりたいというふうに考えております。

ちよつと時間をとつて恐縮でございますが、二つの方向がございまして、一つは分類がどうかということ、もう一つは価格がどうか、こういうことでございまして、従来は分類の方を主体にやつておりましたが、今後は価格についても、国際的な価格等についてどういふふうな考えるか、ということも口頭さらには将来は書面をもつて、一部はもう既にやつておりますが、書面をもつて提供することによつて、抽象的な言葉で言えば法的安定性ということにも努力をしていきたいというふうな考えております。

○鈴木和美君 大蔵大臣にもちよつと聞いていてほしいと思ひますが、私は、今のお話とございしませんけれども、非常に貿易の複雑化とか規模が大きくなつたというふうな意味でその調査体制ということが非常に不備な現状になってきているように思ふんです。

特に、外国資本が入つてきて、親会社、子会社などの関係などがあつて、これから適正な税を納めてもらうという意味の調査もなかなか国内では十分でないような面があると思ふんです。例えば、外国資本が進出してきておつて輸入業者が子会社であつたときに、そのところに調査に行つても、私のところはよくわかりません、本店によく聞いてくださいというふうな話で調査が十分にできないというふうな問題があるわけなんです。

これを俗称反面調査と述べておりますけれども、反面調査ができない原因とか、どうしてできないのかと、それから反面調査をやろうとしても、現在この加算税等にかかわる職員というのは私の調べでは全国で三百人ぐらゐしかいないわけなんです。取引の数からいふととても人が足りないというところは、もう歴然としていふわけなんです。そこへきて、外国にも調査に行けないというふうな問題

があることは非常に私は不備だと思うんです。そういう点について、現状と対策についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(久保田勇夫君) 現状ということでございまして、事務方からお答えをさせていただきます。

委員も御承知のとおり、税関において輸入貨物に課される関税及び内国消費税については、輸入者に対する事後調査を実施しているわけでございまして、事後調査では納税申告の内容が適正であるかを確認するために、今これも委員おっしゃいました専門用語で反面調査と言っておりますが、必要に応じて輸入者以外の者に対する反面調査を行っておりますし、あわせて、またそのときにいろいろな知識を向こう側から聞かれることもあつて教えていくというのが実態でございます。

そういう意味で、海外について調査体制どうかと、こういうことでございまして、これは現在の状況では海外について反面調査という話になりますと、いろいろ人員以外の難しい問題がございまして、恐らく主権の問題というふうなものがあろうかと思ひますが、なかなかそういうことからやりづらい状況にあるというのが正直なところだろうと思ひます。しかしながら、輸入貨物の代金を適正に申告しているかという点につきましては、金融機関に対する反面調査を行ひまして、送金の事実の方から確認することができるところでございます。

いずれにしても、御質問の中に入っております国際間の、相手が国際的な取引でございまして、あらゆることが外国とつながりがございます。これにどうやって対応するかというのは、我が国のみならずほかの税関の共通の悩みでございまして、先ほどお話をしたかと思ひますが、アジア太平洋の地域情報連絡事務所を活用したり、あるいは二国間の個別の情報交換等を通じて、できるだけ努力をやりたいと考えております。そういうふうなことで、実態はそういうものだと

というふうにお話をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 今、久保田局長言われましたとおり、主権の問題が一つ存在します。それをクリアしなさいというところになりますと、輸入者に対しては関係資料の提出を求めるといふのも一つの方法かなと思ひます。適正な課税が行われますこと、世界の国々において措置が行われておる中で一つの抜け道かと思ひますので、今後とも検討研究、実現に向けて取り組んでまいります。

○鈴木和美君 一番最後ですけれども、今お話しした点はこれから十分議論してまいりたいと思ひますが、いづれにしても税関の職員というのは、麻薬、港が広いとか、それから貿易が拡大するとか、そういう意味で非常に複雑多岐にわたつていふと思ひますが、そういう意味で税関職員の要望についても、定員をふやすなどして、大蔵省はそれなりに努力していると思ひますけれども、今後とも努力していただきたいということを申し上げまして、大臣からその点についてのみ一言御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(三塚博君) 税関の職員、人員不足の中でよく御健闘をいただいておりますと思ひます。

鈴木議員の御提言もひとつございまして、総員の中でどうしたならばこの分野の強化ができるか。必要不可欠の状態になっておりますので、努力を続けてまいります。

○鈴木和美君 終わります。

○小島慶三君 大臣、御苦勞さまでございます。私は、今回の関税定率法の改正の内容につきましては、ほぼ異論がございませぬ。しかし、一問、大臣にお伺ひしたいと思ひますのは、昔は関税自主権というものが確立しておりました、これは国の主権の非常に大きな要素であつたと思ひんでございまして、最近、国際化あるいは自由化というふうな流れの中で、この関税の意味するものが大分変わつてきているのではないかと、思ひます。

そこで、この関税政策のこれからの位置づけといひますか、ありやうといひますか、そういうことについて大臣の御所信を伺ひたいと思ひます。よろしくどうぞ。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘のとおり、自由貿易体制の維持強化が国際的に潮流となつておるなかで関税政策の運営をどうするかでございまして、国内産業保護という観点もございまして、消費者の利益という観点、税収の確保、税関における円滑な政策執行等の観点を総合的に勘案しながら、関税体系上のバランス及び税制の整合性を踏まえながら、先進国として取り組んでいかなければならない課題でございまして、毎年度関税改正を引き続き行ひまして適切に実施してまいりたいと考えておるところであります。

税関、約三兆円の税収にかかわる徴税機関でございまして、今後とも適正、公平な課税の確保に努力をしていかなければならないと思ひつております。

○小島慶三君 ありがとうございます。

それで、少しデータを見ますと、この十年間の関税収入で一般会計分が約四割ぐらゐふていまして、逆に特別会計分は半額に近々落ち込んできております。この点は今後どういうことになるのか、一般会計分、大体こういうレベルでふえ続けていくのか、特別会計分はこういう形で減り続けていくのか、その辺の推移、見通しについてお伺ひしたい。これは事務方で結構でございます。

○政府委員(久保田勇夫君) およそ税収がどうなるかというのは、恐らく今から国会その他で御議論をいただかしまして、どういふものを保護すべきか、あるいは保護すべきでないか。新しいものを入れるか、入れるべきではないかというふうな結果として出てくるものでありますから、私どもではどうなるかどうかというのを予測するのはなかなか難しいというのが率直なところでございまして、ただ、一般会計と特別会計というふうな観点からという御議論でございまして、特別会計の方に

つきましては、御高承のとおり、これは特別会計正式のあれは石炭その他何か特別会計というやつは特定財源になっております。したがひまして、基本的にはそういうエネルギー政策がどのような方向を向いていくかということが非常に大きなポイントにならうかと思ひつてございまして。

さらに申し上げますと、その中で原油の関税、これはほとんど原油及び関連品の関税が特定財源になつておるわけですが、これは実は日本のように自分の国で生産しないのに、なぜか付くのかというところになつておることから出発したものでございまして、例えばその大宗、恐らく税収的に大分大きなシェアを占めると思ひます原油関税につきましては、既にこの四月から三百五十四から二百五十四に下がることになっておりまして、これは将来ゼロになるというのが既にでき上つておりました、そういうふうなことからまいると、特別会計の税収というものは、今のまゝのようないふ政策で、今のまゝの率であれば下がっていく、絶対額としても、絶対額としてはちよつと取り消さしていただきますが、余り大きくならない、むしろマイナスになつてくるという従来のトレンドがあるのかという気がするわけでございまして。

ただ、御高承のとおり、関税の場合には国内の税収でありまして、政策目的以外に国外との関係で導入したり、あるいはやめたり、あるいは特定のことがあればそれを相殺するための関税をかけたたりと、こういうことがございまして、国内要因だけで判断していくということもなかなか難しいかなというふうに考えています。

いづれにいたしましても、余りお答えになつてないかと思ひますが、お伺ひしましたところのとりあへずの考え方というものは、そういうことではなからうかというふうなことを考えております。

○小島慶三君 これからの輸出入というのを見ていると、大体エネルギー関係は今のお話のようないふことで、日本の輸入依存度というのは非常に高い。それから自主開発もなかなか進まないといふことになれば、これはやはりかなり輸入の圧力と

い。というのは続いていく。したがって、この関税収入がどんどん減っていくというふうには考えにくい。

一方、輸入の製品化というそういう形がだんだん出てきて、従来は原材料が圧倒的だったけれども、これから製品化という形で、そういった意味の輸入がふえるということになりますと、関税制度が適用になるものがどのくらいあるかによって違いますけれども、これもそうは減らないということになるのではないかと。

しかし、一方ではウルグアイ・ラウンドという
ようなことがどんどん進んでまいりますので、そ
の影響というものがどの程度出てくるか。これが
非常に予測困難と今おっしゃいましたけれども、
その一つの要素を占める、こんなふうに考えられ
るんですけども、このデータに関する限りはウル
グアイ・ラウンドの影響はどうも余り出ていな
いみたいですけども、これはどうなのでしょう
か。

○政府委員（久保田勇夫君） 確かに、そういう見方が可能です。ございます。

ただウルグアイ・ラウンドの場合には、これまで輸入制限品目、いわゆる輸入制限をしていたやつを関税化した品目がございますので、そういうやつは、輸入制限にかかっていた品目については従来関税が入っていたいなかったわけです。これをウルグアイ・ラウンドの過程で関税化をいたしました。関税化というのはそういう意味で関税を取るということになりますので、当然輸入割り当てになつていたものにつきましては高い関税率が課されることとなります。したがって、そういうものはウルグアイ・ラウンドの結果として関税収収が入はふえたという側面もあるわけでございまして、そういうことを精査する必要があるかなという気がいたすわけでございます。

○小島慶三君　以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○吉岡吉典君　この一月、盗難車ベンツが香港で発見されるという事件が起きました。どういっ

けでそういうことが起こったのか、最初にお伺いしておきたいと思います。

私の聞いているところでは、これは現品検査を行わないままの輸出許可であるということから推して、起こつたものではないかと、こういうふうに感じますが、現品検査が行われたかどうかということを含めてお答え願います。

○政府委員(久保田勇大君) 確かに、今委員御指摘のとおり、この一月以来国内において盗難に遭いました高級車、ベンツなどがコンテナに詰められて香港に密輸出されまして、現地の警察や税関に摘発されたというところで報道されております。

この取り締まりの現状でございますが、これはもう委員十分御承知のとおりでございまして恐縮でございますが、税関では、中古自動車を含め輸出貨物については関税法に基づきまして輸出者からの申告を受けて書類審査及び必要な現品検査を行う。その許可を行っているわけでございます。

膨大な申告件数を適正かつ迅速に処理していく必要があるということからいろいろな工夫をいたしまして、不正輸出の可能性が高い貨物、ハイリスク貨物と、可能性が低い貨物、ローリスク貨物に選別をいたしました。ハイリスク貨物については重点的に審査、検査を行うなどして、全体としてチェック機能の重点化と申しますか、を図っているわけでございます。

「こういうことは実は密輸出をしていただかなければ一番いいわけですが、そういうふうな実態のもとでいろんな対策を講じながら日々の行政を行っているというのが実情でございます。○吉岡吉典君 現品検査は行われなかったと、見ればペンツの輸出申告があるかどうかあったはずですけれども。問題は、現品検査がどの程度行われるか。私は、現品検査を行っているのは一割にも満たない、大体六、七割ぐらいじゃないかというふうに聞いております。あとは申告即許可、あるいは書類審査という状況だというわけですね。」

今回の簡素化ですが、もちろんスピードアップということとは必要であります。簡素化によって税関、関税の機能がおろそかになってはならないと思います。今でも人手不足などで現品検査は一つできない。一々どこか一割もできないという状況の中で、さらに簡素化がそういうことを一層弱めてしまうことにならないのかという心配が持たれるわけがあります。

そこで、一つ聞きたいんですが、今回の簡素化として三十一條の削除が行われておりますね。これは貨物の保税区域の出し入れに当たって届け出た及び税関検査職員の出し合い義務を持たせていた、それをなくしてしまうということです。この問題というのは、関税当局の文書によっても、関税の確保及び監視、取り締まりの万全を期そうとすることのために必要なものだ、こうされていたわけですから。要するに輸出入貨物管理の土台となるものなのです。そうされていた。それを削除するということによつて貨物管理というものがちつと行われなくなるのか。この削除というのは、今まで日本で行われてきた保税制度というものを根本的に改める、ないしは廃止するというふうな方向をも目指すものではないかということにさえとれるものですが、いかがでしょうか。

○政府委員(久保田勇夫君) 今、委員からお話がございます適正通関の必要性というのは、我々も非常に大事だというふうに考えております。まさに税関の業務運営におきましては、適正通関と迅速通関が車の両輪であるということでございます。これまでも税関手続の簡素化、迅速化を推進するに当たっては適正な通関の確保を損なうことのないよう私どもとしては十分留意してきたつもりでございます。

特に今回の話でございますが、今委員のお話ございましたように、保税手続の簡素化を今度幾つかやらせていただくということをお願いしているわけでございまして、これは最近、特に自主管理制度の定着によりまして、貨物の管理者による貨物管理が徹底されてきたことなどの現状を踏ま

えて、税関手続における規制緩和を推進し、保税地域の利用者等の事務負担の軽減を図る等の見地から、現行の保税制度の中でこの簡素合理化を図ろうとするものでございまして、今回の保税手続の簡素化が今おっしゃるような保税制度自体を變えるものではないというふうに考えているわけでございます。

ただいすれにしなくても、御指摘の趣旨の中にありました適正通関の必要性というのは私ども強く考えておりまして、そういうことからいろんな手を打っておりますし、過少申告加算税の導入等も、あるいはいろんな施策もそういうふうな趣旨に出ているというふうに御理解をいただけてと考えております。

○吉岡吉典君 同じ簡素化として、仕入れ書の省略ということについても私は同ような心配があると思います。

これも関税当局自身が適正な課税を保障するために必要なものと、こういうふうに言っていたわけですね。それをなくすということは、そういう適正な課税の保障を要らなくすると大変問題を残すのではないかと思います、どのようにお考えですか。

○政府委員(久保田勇夫君) 仕入れ書につきましては、委員御指摘のポイントは、この輸出入申告の際に提出することとされている仕入れ書につきまして、その提出を省略することができる範囲を拡大するということで、全くだめにするというか、不要とするということではないわけでございます。仕入れ書自身はそれなりの役割を商取引で果たしているというふうに考えるわけでございます。

ただ、本件について直接関係あるわけではございませんが、物の取引というものは国境を越えてやるものでございまして、そういう意味で、国際的に物事の簡素化でありますとか迅速化が図られているときに我が国だけ格別取り残されているというわけにもまたいけません。それは我が国のいろいろな面から悪影響を与えるというふうに考えられ

ているわけでございまして、一方では適正通関を確保しつつ、また簡素化もやっていくというふうな、なかなか難しい仕事を進めざるを得ないというふうな考えております。

○吉岡吉典君 私、簡素化に当たって考えなくちゃいかぬことは、スピードアップというふうな要請にどうこたえるか。そのこたえ方で、今までどうして必要だと言ったものをなくすということではなくて、体制の強化とかそのほかいろいろなことによって今までの機能が損なわれてはならない、むしろ強化しつつそういう新しい国際的な要請にもこたえるということできなくちゃいかぬと思うんです。

私は、今回提出されている法案というのは、そういうものではなくて、日本の通関機能を弱める方向に向かうものではないかという心配があるわけです。大臣の御答弁を、お願いいたします。

○國務大臣(三塚博君) 大変深刻なギャップであります。その中にありまして、水際作戦というところで密輸、けん銃の輸入、不正なもの輸入等に全力を挙げて対応しておるわけでございしますが、極めて限られた人員の中でどうこれに対応するか。そこで、電算化でありますとか、簡素化でありますとか、そういうことをやらせていただく。しかし、その間隙を縫って、ベンツの輸入の話が出ましたが、この種のたぐいが出てくるということからは、法治国家として、また我が国の体制が極めて立派な体制だとお褒めをいただいていること等にもかんがえますれば、本件に対するさらに研究と実態に合った対応を考えていかなければなりません。で、最終的には人間がこれに対応するというのがコンピュータ情報社会においても重要な最大のポイントでありますから、この辺をさらに努力をして体制を整備してまいりたい、こう思っております。

○委員長(松浦孝治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、寺崎昭久君が委員を辞任され、その補欠

として林久美子君が選任されました。

○山口哲夫君 今も大臣から取り締まりの体制強化のお答えがありましたけれども、私からは税関の職員の問題一本に絞って質問をしたいと思っております。大臣は薬物乱用対策推進本部の一員でございしますから、その一員としての大蔵大臣に質問をしたいと思っております。

日本経済の発展で税関業務が非常にふえてきております。十年間で、出入国者数だけでも二・六倍、商業貨物の輸出入許可件数は二倍、外国郵便物の輸入は二・二倍、大変なふえ方です。しかし、これらの業務量に対応できるだけの職員がいるのかといえ、恐らく相当少ないんではないかと思っております。毎年若干の増員はされておりますけれども、問題ではない、私はそう思っております。

一方、覚せい剤の乱用で補導された少年というのは、昨年一年間で三二・一％の増であります。これは二年連続大幅にふえております。特に、高校生、覚せい剤乱用で補導された数というのは、驚くわけですね。二・三倍であります。少年に覚せい剤を譲渡したり使ったりして検挙された人員というのは、前年に比べて五〇・二％もふえております。

警察庁で出したことしの犯罪白書を読んでもみますと、覚せい剤事犯の検挙人員は昭和六十年以降減少に転じたけれども、依然として高い水準で推移しております。平成七年における検挙人員は一万七千三百六十四人と、これは前年に比べて一六・六％の大幅な増加になっております。

そこで、政府は、相当これには力を入れなければならぬというふうにお考えになったのだでしょう、ことしの一月二十一日に薬物乱用対策推進本部の初会合を開きました。これまでは本部長は官房長官でしたけれども、今度は総理みずから本部長になってこの徹底を期そうということになったと思うわけですね。大蔵大臣も、そのメンバーの一員であります。総理は、この席上で、青少年による

麻薬や覚せい剤の使用の広がり懸念を表明いたしまして、密輸の取り締まり強化などを柱にする薬物乱用対策の基本要綱の策定などを指示いたしております。

私は、この総理の方針は了といたしますけれども、そのために薬物を水際で何としても阻止をするということが重要かと思えます。そのために、税関職員を早急に大幅に増員することが必要だと考えておりますけれども、これに対する大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

○國務大臣(三塚博君) 本年度九年度予算編成においても、局長を先頭にいたし、また後押しをしながら定員の増について努力をいたしたところでありますが、十名、こういうことでございします。ただいま委員会において、水際作戦も極めて重要なこと、それから具体的例を御提示いただきながら不正薬物以下密輸入まがいの行動が跳梁しておるのではないかと御指摘をちょうだいいたしました。今後におきまして、本件の整備強化に向けて、委員会の各議員の御提言もこれあり、努力してまいりたいと思っております。

○山口哲夫君 今もお話がありましたけれども、ことしは十人程度の増員予定と聞いておりますが、平成七年は二十四名、平成八年は二十二名です。そして、ことしはなお一層力を入れなければならぬということとで総理みずから本部長になられた途端に人員を減らすというのは、これはおかしいんじゃないでしょうか。これはぜひ大蔵大臣もその一員でございしますから、決意を今お述べになつたように、今我が国としては青少年の健全な育成、それから社会不安の解消、このためにはどうしても社会悪物品と言われる密輸入を何としても水際で阻止するということが最大の課題なわけでございます。

現場の話をお聞きますと、もともと職員の数がふえればこれは調べたいものはたくさんあるんです、しかし残念ながら今の人数では十分な検査ができないと、こう言っております。ぜひひとつ大蔵大臣、その一員として総理に、去年の半分になると

いうのはこれは全くおかしい話なんです。ことしからなお一層力を入れる以上は、私は中長期的な人員の増員ということでは、これはとても間に合わないと思っております、もう早急には何をしておいてもやらなきゃならない、総定員法に關係なくやらなければならぬ我が国の一番大きな課題だとおっしゃっておりますので、大臣のお力で総理にひとつ進言をして大幅な増員を図っていただきたい、このことをお願いしておきます。

○國務大臣(三塚博君) 本年度十名でございした、機械化と業務運営の効率化等について手当てをしながらという最終決定であります。前年度から半減は、行政改革という厳しい環境の中における極めて深刻な問題でございします。しかしながら、これからまさにこの体制をあらゆる観点から点検をして強化してまいりますと、人員が重要な問題になることは一致した御意見であります、御指摘を踏まえ全力を尽くします。

○山口哲夫君 最後に、税関職員は、社会不安をなくしよう、青少年を薬物から何としても守らなければならぬ、そういう使命感と責任感に燃えて一生懸命頑張っているわけでございします。

そういう仕事の性格上申し上げますと、非常に特殊性、困難性、専門性というものが要求される職場でありますから、どうかひとつ増員とともに処遇の改善についても十分配慮をしていただきたい、これに対する所見をお伺いして、終わります。

○國務大臣(三塚博君) 給与は御案内のような体系の中でございしますものから、御提言は受けとめてまいります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉岡吉典君 日本共産党を代表して、関税税率法等一部改正案に反対の討論を行います。

第一に、本法案は保税地域への貨物搬出入の届け出制の廃止や、輸入申告の際の仕入れ書の省略

ないのかなと、こんなふうな気がするわけでございます。何を言っているかわからないかも知れませんが、どうかそんな思いをひとつ御理解願えれば大変ありがたいものと、こんなふうに思っています。

それで、具体的に今年度の予算といえますのは、平成九年度予算はよく言われますように財政改革初年度予算だと。多分、大蔵大臣も胸を張られるほどそんなに御立派ではないのかも知れませんが、第一年度予算だということは間違いないと思いますけれども、大変世の中いろいろな批判がございまして。私はどうもその辺が何言っているほどよく聞いていないんじゃないかなと。大蔵御当局はそうおっしゃるかも知れぬけれども、一般はどうもそう見ていないんじゃないかなというふうな疑念も、あちこちで聞こえてまいります。

これじゃまずいので、やはり財政改革というのは大変難しい仕事だけに、一年、二年、あるいはどこまでいったというふうなことで簡単に言えるものじゃないだけに、一歩踏み出すことが非常に大事なんじゃないかというふうな意味で、今度の予算がベストなんだということ。もちろん、それは政府提案ですから悪い予算を出すはずはありませんので、いい予算であることは間違いないんですけれども、財政再建という点から見ると、これは本場の初めでございまして、いわばこれから先よりきつい山登りが待っているんだぞというふうなことを、むしろ私は申し上げていただいた方が率直なんじゃないだろうかというふうな気がするんです。

この間、予算委員会でも質問するときに、総理大臣がエベレストの総隊長も務められた方でございまして、アルピニストに例えて申し上げればというのを聞き損ねたのでございましてけれども、言ってみれば財政再建の第一のハーケンが打ち込まれた予算が九年度予算だと、こういうことであります。その高さが問題ではなくて、第一のハーケンが打ち込まれたところから新しい歩み

が始まるんだというふうなことを私は思うわけでございますけれども、大蔵大臣ひとつ、平成九年度予算が財政再建元年の予算である、言ってみれば一番のセールスポイントはどこにあるのか、ちよつと尋ね申し上げたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 一番のポイントは、後世にツケ回しをしないということです。ツケ回しがあるのかねというところになるんですが、既に二百五十四兆円、一般会計、国の責任で公債がたまりました。そして、国及び地方の長期債務と合わせますと四百七十六兆円になり、隠れ借金という要処理を必要とするもの、やむを得ず処置したものの四十五兆円を入れますと五百二十一兆円と、完全に五百を超えたわけでございまして。

しからば、借りたものは払わなくちゃいけませんし、借金は確実に毎年償還日が来るわけであります。国がこれを不義理するわけにまいりません。不義理するということになればアウトですから、借金も払えない状態に、利子も払えない状態になるというところが大蔵委員の先生方はよく理解できると思っています。

国鉄再建がなぜ必要だったかという、借金は元金を払えないどころか利子まで払えないもので、それから、毎年借財を起こして利払いをしていくということになりました。その結果として、総裁を初め理事も、もちろん働いておる職員各位も国鉄は日本国が保障しておるので日本国がつぶれるまでつぶれないんだということだったわけでありまして、毎年その収支決算、予算を見るにつけても働く意欲が完全になくなった。ですから、労働慣行が悪慣行の限りに陥って生産効率が上がらなくなりました。いつつぶれるのかではなく、つぶれておるんだとございまして。働いておる人たちにとてもとげざんきであり、生きがいがないわけでありまして、ましてやそのことによって、御案内のような労働慣行の中で要求が貫徹しなければストライキというものであったわけでございまして。この点を考えますと、やはり健全財政、許容さ

れる公債の限界というものは、財政民主主義というお話がありました。財政民主主義はまさに国民に責任を負うという、借金の繰り延べ、そして破産状態は確実に予想せず、国会の議決において許される範囲でこれが行われていくということじゃないかというのではないかと、こう思うのであります。

要すれば、バブル崩壊、バブルの不況、バブル時の、一体これで日本はどこまで行くんだろうというときに一億総不動産屋と言われるほど踊りに踊りまくったと、こういう残滓がまだ頭の片隅に残っているのではないだろうか。そのときの予算、財政運営というものが敢然と立ち向かうというところ、なかなかならぬのであったわけですが、なかなかそのことは好況時にはよかったのであります。が、崩壊後不況が訪れることによって、不況を乗り越えることが国民生活安定のため、また国会の役目、政府の役目ということで、赤字公債がゼロになっておった起点から引き続きそれを発行することによって今日の雪だるまになった、こういうことであらうと思っております。

長くなりますから、この辺でとどめさせていただきますが、やはり国会の役目というものはまたもちろん政府、総選挙の結果としておあずかりをするわけでございまして、現実には吹きたまった深刻な状態はそのとおり国民各位にお知らせを申し上げ、ともに事態を認識し、ともに痛みを分かち合いながら改善のために前進をしていきたいと思います。破局になってからでは手遅れを講ずるわけにまいりませんから、今財政審の深刻な答申もこれあり、その答申をストレートに受けて、赤字公債の発行を二〇〇五年と書いておられますが、ゼロにし、なお残りました借金についてはこれ以上ふやさないようにしていく。いわゆる赤字体質から脱却をしていきますと、後世代との世代間の段差が出、ギャップが出ることで断絶になるわけでございまして、それじゃ国家経営の根幹が崩れるのではないかと、率直に言いますとそういうことでございまして。

阿部議員おっしゃいますとおり、構造改革元年へのスタート、一気に急カーブを切りますと車がひっくり返っちゃうもんですから、まず原理原則の赤字公債の発行をやめるという決心の中で陳列り始めよということでスタートを切った。こういうことで、二十八兆の公債発行を受けて財政運営をしましたが、これを思い切って低減することによりまして二一・六兆までおろす、依存度が二八・二一・六兆までこれを引き下げる。二十一兆の公債金を十六・七兆円まで思い切ってこれを下げるという、象徴的にここからスタートを切らせていただきます、一般歳出予算一・五の増でありまして、いつも言うことでありますけれども、特別の消費税の初年度の見返りをこちらに置くとしても、政府が払わなければならぬ四千億円の消費税額を加算いたしますと、四十三兆の一般会計でございまして、そういう意味で〇・六増の九年ぶりの予算編成に相なりまして、御辛抱をいただきますと、こういうことで二つここにあわせ持ったわけでございまして。

最後に一言申し上げますと、要すれば国債費を除き税収に見合う歳出を行うというプライマリーバランスを達成していくことからスタートを切ることで、平成十年の予算編成はただいまの諸点をしっかりと踏まえながら、名実ともに国民の御協力を得て思い切った財政構造改革の二年度が全部押し出して御協賛をいただく、こういうことにはなる年ではないだろうかと思っております。○阿部正俊君 例えば、今私の持っております「財政構造改革への取組み」、この辺が一般国民に向けてのパンフレットではないのかなと思うのですけれども、率直に申し上げて例えば財政の現状がこういふ赤字ですよ、あるいはこれだけの累積債務が積み重なっていますよ、あるいは国際化、高齢化がこれだけ進みますよと。あまつさえ経済審議会の表現ではございましてけれども、「破局のシナリオ」というのが書いてあるんです。それで、いわゆる双子の赤字の問題、問題点をいっぱい書いてあるんですけれども、これで「活力ある21世紀

への条件」とは書いていますけれども、正直に申しまして、これだけのことをやるには国民に語りかける迫力というものがもう少し何かないものだろうかというふうな思えてしょうがありません。大蔵は大蔵だ、よくわかります。だけれども、少なくとも未来に向かって日本というのは歩いていくんだよというふうなところを、もう少し何か語りかけられないものかなという気がするわけですね。

したがって、大臣、雄弁会で鍛えられた雄弁家だと承知しておりますけれども、いわば未来の子供を代表する大蔵大臣として語りかけていくというふうなことで、大蔵は大蔵だと、もちろんわかりますけれども、そうではなくて、永遠に続く日本の国というものの未来の子供たちから今の大人にどう語りかけるのかというふうなあたりをむしろ私はお聞きしたい。また、その方が率直なんじゃないかなという気がしますので、どうかそんなふうなことで未来の子供たちを代弁する雄弁家としてぜひ語りかけてもらいたいものだな、こんなふうな感じを蛇足でございませうけれども申し上げておいて具体的な話に入ります。

まず第一は、いわゆる建設国債、赤字公債という表現の区別がございませうけれども、その違いと、言ってみれば特に建設国債についてはいわゆる六十年償還といひまじょうか償却といひまじょうか、ルールがあるわけがございませうけれども、その両国債の考え方の違いと、それから建設国債についての六十年償却の根拠といひまじょうか、考え方というものは何なのか、簡単に御説明願います。

○政府委員(林正和君) 第一点目の建設国債の關係でございませうが、先生御案内のとおり、財政法はいわゆる非償債主義をとっておりますけれども、財政法四條のただし書きで公共事業費、出資金、貸付金の財源については例外として公債発行が認められております。これがいわゆる建設国債でございませう。このように、財政法が建設国債の発行を例外的に認めておりますのは、公債発行

が負担を将来世代に転嫁するものでありますので、世代間の公平の観点から問題でございますが、こうした公共事業費、出資金及び貸付金はいずれも消費的支出でございませう。国の資産を形成するといふものでございませう。そして、通常その資産からの受益も長期にわたりますので、これらの経費につきましても公債発行あるいは借入れという形で財源を賄って、元利償還を通じて後世代にも相応の負担を求めることを許しているものというふうに考えております。

これに對しまして、特例公債は御案内のとおり将来に負担のみを送り出すことから財政法上に根拠がございませう。特例措置として立法措置を講じていただくことによりまして発行されていくというものでございませう。

第二番目の、建設国債について六十年償還としている理由ということでございますが、これも先生御案内のとおり、建設国債のこうした六十年償還ルールというのは、建設国債を発行することになりまして、建設国債の見合い資産につきまして、平均的効用発揮期間を税法の耐用年数等に従って計算したところ、おおむね六十年であつたということで、これを一つの目安といたしましてルールとして採用されたものでございませう。

以上でございませう。

○阿部正俊君 わかりました。

いわゆる建設国債というのは、表現としてはちよつと間違ひなのではないかと思つておられます。公共事業債と言つた方がいひまじょうか思つておられます。というところだと思つておられます。今の六十年という話でございませうが、私の聞くとおられますとまさに四十一年ですが、あれするとき建物や何やらの耐用年数が幾らで、じや土地というのはどうするんだというので、土地は永久資産だからまあええやというのとはちよつと失礼でございませうけれども、例えば百年と計算したらどういふうになるかということをやつたら六十年になつたということではないのかという気がするんです。

ね。土地というのは、百年どころかいはば何百年でも続くわけですから、土地を二百年にすれば償還期限はどうなるのか、三百年ならどうなるのか、ということになると、言つてみれば余り根拠のある話じゃないのではないかなという気がするんです。

それは、今さら蒸し返してもしょうがないから何にも言ひませうけれども、それじや土地以外のいわゆる有形資産といふものが税法上の建前としてのいはば耐用年数からとつた、こつおつしやいますけれども、現実に役に立つたのか。昭和四十一年からですから二十年なり三十年なりたつわけですけれども、本場にこれから先もずっと有用、役に立つていく自信があるのかないのか、この辺どうでしょう。本場に有用性といふふうな、言ひなれば将来の世代まで役に立つものなのかどうか、本場に。ただ、税法上こうなつていくからとかいふことだけじや、だめだと思つておられます。それはどうでしょう。実情はどうでしょう。

○政府委員(林正和君) 先生御指摘のように、この六十年ルールを計算いたしました際には、先ほど申し上げましたように平均耐用年数、平均効用の発揮期間といふものを加重平均いたしました。税法の耐用年数等に従つて計算したところでございませう。今先生の御質問は、果たして効用がそれだけ、税法の耐用年数だけでなくて、実際に効用が發揮されているかどうかという御指摘でございませうが、その点は現実問題としてどうお答えしたいか、なかなか難しいところがあるかと思ひます。

ただ、この財政審の答申等にもございませうが、結局一つのルールとして定めますには、こうした資産、借金をもつてつくりました資産の平均的な効用発揮期間といふ一つの客観的な基準として税法の耐用年数がございませう。こうしたものを採用せざるを得ないと。それによつて計算をして一つのルールをつくると、こういうことではないかと存じております。

○阿部正俊君 お役人さんの説明はそうなるかも

しれませうけれども、つまり将来の子供たちのあつては担保能力といふのを担保にして借金をして今つくつてしまふといふのが、いはば公共事業としてのさまざまな施設であり道路であり橋であり河川である、こついうことになると思つておられます。となつて、その効用といふものを残さなければ、やつぱり将来の子供たちに対するいはば公約違反なんだと思つておられます。この辺は、どうでございませうか。

○国務大臣(三塚博君) 後世に資産を残すという結論を次長が言われたわけでありませうが、例えば道路にしろ社会福祉施設にしろ教育施設にしろ、そのことが現代にももちろん生きるわけですが、同時に後世に確実に担保されて活用されていくといふことの効用、ぎりぎりいひまじょうか六十年という税法上の観点からとつたものと思ひます。

ただ、阿部議員が言わんとするところはよくわかるんです。役に立つておるのかねと、六十年後と云ふと四十一年目に入つたら本場に役に立つておるのかねと、こついうものまで、言わんとするその辺のところがあつたかなと思ひます。

そういう点では、建設国債資産見合いでありませうからということで、際限なく発行できるといふことになりませうと歯どめが効かなくなつて、さらに借金として後世にこれが倍加されていくといふことにもなりかねませう。財政民主主義の根幹の中にこれもあつたように記憶をいたします。建設国債といふも国の借金であります、いわゆる特例公債またしかりと。払えなくなればいづれも同じになるわけがございませうから、費用対効果の中でこれらのものが、後世のことも考えながら、真にそのことが国土形成に、地域形成にプラスになつていくものであれば許容される範囲と、こつうことなんでしょうか。

○阿部正俊君 いや、私が申し上げるのは、むしろ将来の子供たちといひまじょうか、ということからしますと、それでは例えば六十年でも結構です。だけれども途中で、六十年と予定したけれども、大体そうだと思つたけれども、橋をかけたけれど

も二十年で別な橋をつくらなきゃいかぬというやうなときに最初にかけた橋の代金、資産として残ったかどうか知りませうけれども、その分のいわばもし、公共債の歳入でやっとならば、後世には役に立たなくなつたんだから戻して、新たに公債を発行するというようなことはまた考へるべきじゃないかな。あるいは資産価値が残つたものを売却したら、その分というのは整理基金にたん入れて、それでやるといふのが本来の減債制度の趣旨なのではないかなと、それをやっていますか。

有価物を売却したときに、財政法四条の特例の公債発行で賄つたものでつくつたものであるならば、それを売却したときには、あるいは価値がゼロだつたら、それをつくつたときの繰り入れといふのを優先的にやるべきではないかなという理屈も成り立つと思ふんです。やっておりますか。

○政府委員(林正和君) 御指摘のようないふことはやっております。

○阿部正俊君 それはどうしてですか。

○政府委員(林正和君) 建設国債につきましては、個別の取得する資産、国が取得する資産について御指摘のようないふことで公債を発行する、その公債をそれぞれの特定の資産に結びつけて考へるといふ考へ方も、考へ方としてはあり得るんだと思ひます。ただ、我が国の場合には、御案内のとおり、公共事業でありますと公共事業全体についてこれを公債対象経費とし、公債発行をした場合には発行いたします公債を全体として管理していくといふことをとっております。

つまり、先生今減債制度のお話ございましたが、減債制度は、結局この公債政策に対する公債全体についての国民の理解と信頼の確保でありますとか、あるいは財政負担の平準化であるとか、あるいは財政の膨張、公債の累増に対する歯どめであるとか、そうした趣旨から設けられているものでありまして、一たん出しました公債を全体として管理するといふ考へ方から公債政策を運用して

るといふことでございます。

○阿部正俊君 例へば、仮に三十年後にこの借財を払う立場からしますと、私はどうもいまいち納得がいかないという感じは否めません。

それでは角度を変えまして、あまつさへ今度はいわゆる赤字公債、まさにきよう法案の審議の対象になつておるわけでございますけれども、この借金分の減債の仕組みといふのはどうなつてゐるんでございましょうか。借金の建設公債は将来の子どもたちにも資産を残したり、あるいは有用性があるからといふことで六十年といふことであるならば、まさに赤字国債といふのは、今の世代がつくつて六十年先まで役に立つものだとはいふと、言いにくいんじゃないかなといふ気がするんですけれども、この辺の返済の減債制度といふまじょうか、いわば借りた金は返すといふのが大蔵大臣のおっしゃつたとおり一般の経済人の常識でございまして、それをどうやって処理するべきなのか、何か原理原則があるんでございましょうか。

○政府委員(林正和君) 特例公債につきましては、建設国債と異なりまして見合ひの資産が存在しませんので、本来できるだけ早く残高を減少させるべき性格のものでございまして、そういう意味では原理的に何年でこれを償還するといふのが定めにくいものでございまして。

ただ、御案内のとおり、厳しい財政事情のもとでより短期の一定年限で償還するといふルールを設定するといふことと、財政事情をさらに厳しくするといふことから、やむを得ない選択として建設国債と同様の六十年償還ルールによつてきたところでございまして。

今後におきましても、直ちにその六十年償還ルールにかわるべき新しいルールを設定すること、先ほど申し上げましたような特例公債の性格からいって困難ではございませうけれども、今後の財政事情の中で特例公債の発行を授權いただく法案に盛り込まれました減債規定の趣旨等を踏まえて、特例公債の残高を速やかに減少させていくよ

う、できる限り早期の償還に努めていく必要はあらうかと思つております。

○阿部正俊君 もう少し申し上げたいことがあるんでございませうけれども、時間的な制約もありましてこの程度にいたします。それにしても、例へば財政法四条の特例である公共事業公債金収入、これの例外として認められてゐるいわゆる公共事業と言われているものの数といふものは、どうも私の見た限りでは、昭和四十一年ころに導入されたわけではございませうけれども、非常に項目も制限されてゐたように思ふんです、項目数だけからしますと、ところが、最近非常にその対象項目がどんどん膨らんでゐるやうな感じがしてならぬわけでございます。

じゃ、何が公共事業債の対象になり得るのか、あるいはならないのか、もちろん公共事業債といふのは財政法からすると、大蔵省の担当者に聞きますと、諸外国にはない日本の非常に堅実な制度だといふふうな説明ございませうけれども、どうもつかりませんという感じがするやうな気がしないでもないといふ感じがするわけですが、その数だけからしますと。

そうしますと、何が対象事業で何が対象事業でないのか。項目数としては物すごく私はふえてゐるやうに思ふんですけれども、その原理原則をだれがどこで決めてゐるのか。国会に出して国会の議決を経ればいいんだというだけの話だとするならば、これは我々の責任かもしれませうけれども、大変形式論に過ぎるんじゃないのかなという気がするわけですが。

将来の子供たちに資産を残せるということが、原理原則の一番大事なことだとするならば、もう少し何か中身を精査していくことがあつたんだと思ふんですけれども、例へば公債対象事業はだれがどのように決めておるのか。対象になる事業が何で、対象にならない事業は何で、一般財源で賄うべきものと公債発行で賄うべきものの仕分けといふまじょうか、原理原則はどこにあるのかといふことについて、まさに財政のプロとし

ての大蔵省の御見識をお聞きしたい。

○政府委員(林正和君) 公債発行対象経費でございませう公共事業債につきましては、御案内のとおり財政法上定義規定は設けられてございませう。ただ、他の法律におきまして公共事業といふ用語の定義例でありますとか、あるいは法律用語の解説書等から見ますと、一般に公共事業とは公共的な土木工事業及び施設の建設をいふと解されておまして、財政法上の公共事業もそのような事業に充てられる経費をいふものと考えるのが自然だらうと存じます。

ただ、御指摘のやうに公共事業につきましては各種各様のものがございまして、画一的にその範囲を確定しがたい面がございまして、このため、財政法第四條第三項で、「公共事業費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならぬ」とされておまして、予算総則でもつて議決をいただいでいるところでございまして。

いづれにいたしましても、この公共事業の範囲につきましても、財政法が公共事業費の財源について公債発行によることを認めている趣旨を踏まえて、従来から公債を発行するのにはふさわしい性格、あるいは一定の耐用年数を有する資産を取得、形成する経費を選定してきてゐるところでございまして。

○阿部正俊君 結論からしますと、国会にちやんと出してゐるからそれでいいんだ、強いて言うならば、いわばふさわしいものはふさわしいんだといふやうな感じに聞こえないでもないんですけれども、大変失礼ながら、いふやうなことでないかなといふ感じがするんです。これで何か将来の子供たちに残す数百兆円という借金の言いわけといふまじょうか、説明としては私はどうかなといふ感じがするんです、正直申し上げて。

しかも、これから乗り越えなきゃならぬ、まさにこれから登山なんです、といふときの装備としては私はちよつと軽装備過ぎるんじゃないかなといふ感じがするんです。もつとしっかりした重装備が要する感じがしますし、そういう意味で、

どうかひとつこれから、まだ遅くありません、遅いと言ふ人もいます、世の中には、何かもうだめだと言ふようなことを言ふ人もいますけれども、私はそうじゃないと思う。やはり日本というのはこれからだと言ふに私は信じます。そういう意味でも、ぜひもう少ししっかりした、過去の説明ではなくて改革なんです、まさに、言いわけじゃないわけです。今の制度じゃだめだということでしょう、端的に言えば。

ということから、やはり私は物事を考えていく迫力が必要だと、こんなふうに思います。それは我々政治家にとつてもあるいは国民にとつても冷水かもしれません、あるいは一時的に景気も後退するとか何とかということがあるかもしれないけれども、私はそういうことをはるかに乗り越えてやらなきゃいかぬ仕事なんじゃないのかな、こんなふうな気がするので、どうかひとつそんな視点からやつてほしいなということを申し上げておきたいと思ひます。

そういう意味でも一つ、将来の資産といふと、たまたま言葉じりをとらえて恐縮ですがけれども、公共的な土木事業とかいう発音がございましてたけれども、後世への資産等からしますと、もつと大事なとありやせぬかな。例えばその調査・研究費とかあるいは将来に何か、日本の将来として何というか、知識集約型といふし、ようか、レスタ・サローの本なんかによると何か別な表現ですけれども、そういういわば頭脳集積技術といふし、というものがこれからの産業の、国の成否を決めるといふことを言われま。

そういう意味で、将来に残る資産といふのはほかにもいっぱいあるんじゃないかなという気がするわけですね。というふうなところはなぜ公共事業ではなくて、というふうなところはなぜ説明したらいんだらうかな。これからの財政再建等々考えますと、あるいは将来に済すものを借金としていいんだという論理があるならば、もうちょっと別な視点から、本当にゼロからもう一回

やり直してみようということが必要なんじゃないかな、こんなふうな気がします。もう時間もありませんので、お答えは結構です。

それで、私の一つの提案でございますけれども、どうも今までの財政法四条の例外について適用される六十一年の償還ルールというのは、いわば戦後間もなくの、あるいは四十年ごろの、何としてもやらないかぬいわば基礎的なインフラの整備のためにとられた一つの六十一年という、まあ虚構とは言ひませんが、仮定されたルールにすぎないのではないだろうか。これだけ豊かになった、ある意味ではですね、六十年それから三十年たちました。より豊かになった状態でこれからより多様な社会をつくっていくときに、そのまま適用されるルールとしては私はいかがなものだろうか、こんなふうに思ふんです。

したがって、これからさらに財政再建ということとで国民の理解を得ながらやらなきゃいかぬということに、もうひとつわかりやすく例えれば分野ごと、道路なら道路あるいは社会福祉なら社会福祉施設等々について、これは一般財源で幾ら出します、それから借金で幾ら持ちますから三十年後の世代にはこれぐらい負担になつてどうなりまして、というふうな、わかりやすい論議をしませんと、トータルとして何十兆円が借金になりますというのだけじゃ、将来の国民の理解を得るには少し難過ぎるんじゃないだろうかという気がするわけですね。もう少し、いわば分野別に一般会計で幾ら、それから特定財源で幾ら、あるいは例えれば社会保険なんかにでいますと保険料で幾ら、あるいはいゝゆる借金で幾らと。それで、借金の返済には何年かかりますよというふうなことをわかるような予算書のつくり方というものを、私はぜひお願いしたいもんだと。

それでどう判断するか。これはやっぱり国民でしよう。だれかがいいことをやってくれるはずはなく、国民がやはり決める世界に入るような気がするわけですが、そういう御努力をお願いしたいんでございまして、どうでしょう

か。私、非常に早口で短時間で言い尽くせないところはございまして、余り時間もあれですけれども、簡単に大臣の御所感をひとつお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 阿部議員の予算編成に対する哲学、基本的な問題提起をいただきました。しっかり受けとめまして、平成十年予算編成の中でその思想を取り入れると。既に九年度において、科学技術調査・研究分野は思い切つてダブルの予算づけをさせていただきました。余り評価されておりましたが、意気込みは、まさに阿部議員の言われたポイントを踏まえてやつておるわけで、さらにそれを広げるといふことであらうと思ひます。

○阿部正俊君 大臣、本当にありがとうございます。あと四、五分ありますので、最後に一、二問。特例法の二項目の二条目といふまいしょうか、二つ目として社会保険の年金の国庫負担の繰り延べをやつておられますので、これについて一つ二つ聞かせていただきます。

今回の特例法の中の一つとして、厚生年金の国庫負担について特例措置を講じておられますね。七千数百億円を、三十六年四月以前の分に対応する国庫負担の一部を繰り延べしているという格好でございまして。どうもこの年金についての国庫負担の繰り延べとあわせて、私は昔、厚生省におりましたので、出さなければ、今回は国庫負担の方が出さなければ、逆に言つと、昔々は政府が保険でやると言つていながら足らなかつたので、その分を、赤字が出て棚上げしたやつを国がいずれ出してあげようというふうな、いわゆる短期保険の政府管掌健康保険の赤字分を棚上げして、いずれ国庫負担で賄いますよみたいなことをやつたような記憶があるわけですね。やつたといふまいしょうか、そんなふうな時期があったような気がするんですが、今の年金の国庫負担の一般会計に繰り入れるべきものを

繰り延べをする分と、その逆のいわば保険が出した赤字を国庫負担が引き受けますよというふうなことをやつたいきさつあたり、その二つを簡単にちよつと御説明いただけませんか。

○政府委員(林正和君) 一つは、今回の厚生年金の繰り入れの特例措置でございまして、これは御案内のとおり、九年度予算におきましては歳出の一層の抑制を行う必要がございました。また、こうした歳出の伸び率を抑制していくということは財政構造改革を進める上で厳しい姿勢を示すことにもなり、そのことが各般の制度改革を促すということにもつながるといふように考えたわけでございます。

他方、厚生年金につきましては、御案内のとおり、修正積立方式を採用しております、成熟化の途上におきましては、一定の積立金が積み上がるということが制度的に予定されてございまして。御案内のとおり、八年度末の積立金が百十八兆円ございまして、九年度末におきましてもさらに積立金が増加する見込みでございまして、こうした状況の中で、国庫負担の一部を繰り延べるとしても、年金支払等、制度の運営に支障を生じないと考えられたわけでございます。つまり、今回の厚生年金の国庫負担の一部繰り延べは、極めて厳しい財政事情の中で、中期的な財政健全化に向けて、ぎりぎりの調整を図つたやむを得ざる措置というふうに考えているところでございまして。

第二番目の政管健保の棚上げの債務でございまして、これは御案内のとおり、政管健保におきましては、昭和四十八年度末累積債務、それから昭和五十九年度に政管健保に統合された日雇い健保に係る累積債務、これが現在棚上げ債務とされておまして、八年度末で残高が一兆四千七百九十二億円となっております。

これは、先生御指摘のように、これらの棚上げ債務につきましては、従来から一般会計からの繰り入れにより償還するものとされておまして、現在もその方針に変更はございません。棚上げ債務は速やかに償還することが望ましいわけですが、

が、他方で一般会計の財政事情が非常に厳しい状況が続いておりますので、債務の解消には至っておりません。ただ、その債務の増大を防ぐということから、平成四年度以降、単年度の発生利子の全額を一般会計からの繰り入れによって償還をしております。債務額を凍結しているところでございます。この棚上げ債務の処理につきましては、今後とも、これまでの方針を変更することなく健康勘定の健全性の観点、それから国の財政状況等を勘案しながら、できるだけ努力をしていきたいと思っております。

○阿部正俊君 時間が参りましたので、終わりますが、お話を聞きしていますと、これから社会保障、特に年金、医療というものは非常に膨らんでいくコストだと思っております。

財政、いわゆる国の財政がどの程度どういう形で対応するかというのはまさに本格的な議論はこれからでございますけれども、私は、今までは、社会保険それから税金あるいは自分での支払いというものが、どうもはつきり言って原則論なしで、そのときそのときの財政状況でいわゆる貸したり借りたりといましようか、というものをやってきたように、正直申しまして若干の反省も込めまして思います。

これから先、やはり相当本格的な議論をした上で国庫負担のいかに守るべき分野というものをしっかりと原理原則を立てなきゃいかぬ時期なのではないかなというふうな気もいたしますので、まあ今回健康保険法の改正、財政構造改革への取り組みにも一つの努力をしたというあかしの一つとして書いてございませうけれども、これだけじゃやはりだめ、将来につながるわけではないんでございませう。本格的な議論を要するんだらうと思っております。ただ、国の負担を減らせばいいということだけでもなさそうなくもするわけですね。年金につきましても医療につきましても、まさにこれからの日本の将来をきっちり国家運営していくためには必要不可欠な仕掛けであることだけは間違いないわけでございますので、どうかその辺の

守備範囲をきっちり分けながら、国民に語りかけていけるような形をぜひお願い申し上げたいと思います。

その辺の財政改革及び社会保障の、これからのありようについての国庫負担その他の役目というふうなことに付いて、最後に大臣、御所見ございまして一言伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(三塚博志) 重要なポイントの御指摘をいただきました。まさに負担と給付の対応関係が明確になっていかなければ、高齢化社会を乗り切るわけにはまいらぬと思っております。

医療保険制度でありますから、すべての国がこれを負担しておるのかということで調べてもらいましたところ、先進国のドイツ、フランスでは公的医療保険制度においては原則国庫負担を行っていないという事実がございませう。北欧三国、御案内のとおり既に国民負担率は七〇〇に近いところまで参っております。揺籃から墓場まで、それで完璧な社会保障制度が確立をし、それでよろしいというので総選挙で与党がつくられる。しかし、交代してもこの原則は貫いていくということのように聞いております。実際定着をしておるという意味で、それはそれとしながら、我が国はこれだけの文化の積み上げのあるところでありますから、負担と給付の問題について深刻な議論をして、ともにその道を開いていくということではないでしょうか。御提言を受けて、明日、第四回目の与党三党に総理以下主要閣僚出まして財政構造改革の理念と基本目標、阿部議員から言われた子供たちにわかりやすい呼びかけの文言が出るか出ないか、若干もう少し時間をかりることにならうと思っておりますが、本件も重要な課題であると認識をいたしております。

○阿部正俊君 どうもありがとうございます。○岩瀬良三君 平成会の岩瀬でございます。初めに、野村証券関係から御質問させていただきます。この件につきましては、我が党の荒木議員等が

予算委員会でも質問しておるわけでございますので、できるだけダブらないような形だと思っておりますけれども、ダブった場合には御了承いただきたいと思います。また捜査中と申しますか、調査中の案件であるかと思っておりますので、そういう範囲内で答えづらい点もあろうかと思っておりますが、できるだけ答えたいというふうな思っておりますのでございませう。

今、我が国は、大蔵大臣のお話の端々にも出ておりましたけれども、いろいろな改革ということをやっておる中でございまして、中でも経済改革、こういうものの中心にあります金融システム改革、二〇〇一年の東京市場の再生に向けていろいろな方が努力されておる最中のこういうような事件だというふうな思っており、私も非常に重大な事件ではないかというふうな思っております。

そういう中で証券取引等監視委員会、以下簡単に監視委員会というふうな略させていただきますけれども、昨年九月以来、地方の新聞社の記事によりましてと九月以来そういうものに調査に入っておりますということが言われておるところでございませう。今月の六日ですか、野村証券の副社長がまたこれについて新聞記者発表もしておるというようなことであるわけでございますので、監視委員会として調査しておる状況、またその事実関係、こういうものについて、まずお話し願いたいと思っております。

○政府委員(若林勝三君) お答えいたします。証券取引等監視委員会におきましては、日ごろから市場取引に関するさまざまな情報を収集いたしまして、かつその分析に努めておりまして、証券市場の監視を行っておるわけでございませう。そこで、取引の公正という観点から、どうもおかしいなとか、不自然な、不審な取引というふうなものが見出された場合にはさらに関係者から事情を聞くといった深度ある調査を行っておるところでございます。

御指摘の野村証券の問題につきましては、こうした当委員会独自の監視活動の中で不自然な取引、不自然な点が見られたということで、御案内のとおり昨年の夏ごろより事実関係の解明に努めてきたわけでございませう。こうした中で、事実関係の解明もある程度進んできたというところで、先般野村証券の記者会見が行われたことは御承知のとおりでございます。

これから委員会といたしましては、今後ともその事実関係をさらに解明をいたしまして、その結果を踏まえて、法の定めるところに従って厳正に対処させていただきたいと思っております。

○岩瀬良三君 監視委員会の方としては今のようなお話かというふうな思っておりますのでございませうけれども、また大蔵大臣は、この新聞記者発表を受けてということなのかもしれないけれども、七日の閣議後の記者会見で、監視委員会の方も調査するけれども、それと並行して大蔵省証券局にも事実関係の調査を命じたということの辺りから、大蔵省の方から答弁をお願いしたいと思っております。

○政府委員(長野虎士君) 具体的な事案に関しましては、たまたまお触れになりました大臣の御指示に基づきまして、野村証券側の発表の翌日でございますけれども、私から当時の野村証券の酒巻社長に對しまして、行政としては監視委員会からの法令違反行為に基づく勧告があれば法に従い厳正に対処する所存であるが、御社としては今日より直ちに内部管理体制を総点検するなど、再発防止に全力を挙げて取り組まれたらというこの指示をいたしました。

そのような観点から、私も同様にいたしました。ただいまお触れになりました大臣の御指示に基づきまして、野村証券側の発表の翌日でございますけれども、私から当時の野村証券の酒巻社長に對しまして、行政としては監視委員会からの法令違反行為に基づく勧告があれば法に従い厳正に対処する所存であるが、御社としては今日より直ちに内部管理体制を総点検するなど、再発防止に全力を挙げて取り組まれたらというこの指示をいたしました。

行政としては、事実関係の確認は監視委員会の調査を待つ必要がございますけれども、当事者であります野村証券におきましては、いかなる問題があったか、これからのいかなることに取り組むべきかというところは、監視委員会の結論を待たずとも取り組める課題があるはずでございますから、そのようなことで取り組んでほしいということを申し上げたものでございます。

○岩瀬良三君 この問題は、この事柄については今回の事件かもしれませんが、九〇年、九一年ころ証券会社が非常にこういう観点について問題になったわけでございまして、株式の取引をめぐり損失補てん等のことで暴力団等による株買い集めについても加担した、こういうようないろいろな経過があつて、損失補てんについては今後こういうことをやってはいけないというようなことで、この法律の改正もなされたというようなこともあつた、また監視委員会ができたということもあるわけでございます。

そういうことを踏まえると、今回、今までの反省が全然見られてないんじゃないか、同じようなことが言えるんじゃないか、こういうふうに思うんですけれども、その辺のところの反省はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(長野虎士君) 平成三年、御指摘のいわゆる証券不祥事ということがございました。あの事案は多岐にわたっておりまして、大量推奨販売、損失補てん、あるいは暴力団関係者との取引といった問題がございまして、営業の目論であるいは行政処分といったことも行われましたし、その反省に立ちまして証券取引法の改正が行われ、また監視体制の強化のための監視委員会の設立等の改正が同年及び翌年にかけて実施されたところでございますけれども、現実にはこのように形が事実が起りましたことは、大臣も少しはおっしゃっておられますけれども、まことに遺憾としか申し上げようがございません。

特に、冒頭お触れになりました金融市場の改革、これは透明性の高い公正な市場を確立して日本の

市場が世界に信頼を得ていくとする取り組みをしておるところでございますので、そういった観点からも甚だ残念としか申し上げようがございませんけれども、今後とも監視委員会において適切な監視をとられる等々の措置を行政としてできる限りのことを尽くしていきたいと存じますし、証券市場関係者におきましては、こういったことの再発のないように、当事者である会社のみならず、他の会社もひつくるめて点検をしていただきたいと考えておるところでございます。

○岩瀬良三君 たまたま今、六十年ころのいろいろな証券不祥事の話の反省の問題になつたわけでございます。

これにつきましても、その当時大蔵大臣でありました今の総理がいろいろこの問題に御苦労されておりました、この証券法の改正案というものに答えておるわけでございまして、「今回この証券法の御審議を願つておるわけでありますが」というようなことで、「再発防止につきましても、このたびの改正法の施行によりましてその効果は必要かつ十分なものと考えております」、こういうようなことも答弁されておられるわけでござい

ます。また、大蔵大臣はその当時党の大幹部でいらしたというところで、これについても必要があれば堂々とやるべきだ、前向きに取り組むべきだというような見解を漏らしておられることが記録に残つておるんですけれども、大蔵大臣どうでしょうか、感想と申し上げますか。

○国務大臣(三塚博君) ただいま若林事務局長、また証券局長からお話ございました。まさに平成三年の事件は、我が国が経済大国として国際的な信頼を得る真つた中の事件でありましただけに、青天のへきれきのような感じがしたわけでありまして、つて、証券法改正、そして証券取引等監視委員会が生まれたわけでございまして、自來、証券業の正常化に向けて努力をしてきたものと存じます。しかし、そういうやさきに再度本事件が発生をいたしましたことは極めて遺憾であり、

言い尽くせない深刻な衝撃を国民各位にも、また私どもはそれを倍加して受けとめておるところでございます。

監視委員会の調査がただいま全力を挙げて行われておると承知いたしております。最終的に勧告が大蔵大臣あてに出されるものと存じます。再発防止は世界の市場を目指す日本にとって絶対の信頼の条件でありますので、厳正な対処をしながら再発防止のためにさらなるその対策を、業界みずから、市場みずからはもちろんでありますけれども、徹底して行われますよう、この分野は大蔵省の業務でございますものから、三度目、またかと絶対に言われない体制をつくり上げていかなければならぬと思つております。

○岩瀬良三君 今、大蔵大臣から決意が述べられたわけでございしますが、今我々この東京市場もニューヨークやロンドンと並んで三大市場というところに、再生のために努力しているところであるわけでございまして、またその一つの原則としてフリー、フェア、グローバルということをも何回も承つておるわけでございまして。全然フェアでないような事柄、一般の人はいくつかに本当に無関係であるわけでございまして、また補てんをされるということ、一般の人が損をされても補てんされるということはあり得ない話であるわけで、また本当にアンフェアな話であらうかと思ひますし、またグローバルという観点から見ましても、こういう密室で行われたものであろうかというふうにも思つてございします。

私も、証券会社の知つている方に聞いてみたんですけれども、一般の人は恐らくこういうことはわからないんだらう、特定の人だけこれはわかんない話だろう、またそういうことはあり得ないという話を、証券会社の社員といつてもかならず中堅の方でございしますが、そういうことはあり得ない話だと、こういうようなことを言つておるわけでございします。

こういう中でございまして、そういう世界的な注視の中でもありますので、ただ、国民の代表と

いうような形で国会で審議されております、今調査中だということなことで事柄が全然出てこないということだと、これはいつの時点で国民に向かつて物事を言うのかなというのが疑問になつてくるわけでございします。一般的な話で結構でございますから、その取り組みと申しますか、これからの展開と申しますか、それはどういふふうになつていくのか、ちよつとその辺のところを、お答えいただければと思つてございします。

○政府委員(若林勝三君) 証券取引等監視委員会の調査を今続けておるところでございます、鋭意事実解明に努めております。したがって、この結果、事実が解明されまふと、その結果を踏まえて、仮に違法な行為があるということでございます、大蔵大臣に対して行政処分を求める勧告を具体的にいたすことになると思ひます。仮に、刑事罰を伴うような条文に違反しておるといふことになれば、検察当局に対して告発というようなことも当然あり得るわけでございします。いずれにいたしましても、告発ないし勧告、そういう形で不当、違法な行為があれば対外的に手続が進んでいくということでございします。

○岩瀬良三君 今、監視委員会の方からは勧告というふうなことになるわけでございしますが、あとは大蔵省の方の取り扱いということになりますと、どういふことになりましようか。また、いつの時点で国民に向かつて話をするというようなことになるんでしうか。

○政府委員(長野虎士君) ただいま監視委員会の方から御説明がございました。勧告が行われますと、特に行政処分を求める勧告が行われますが、私どもはそれに従ひまして行政処分の手続に入ります。

細かいことになりましたけれども、行政処分の手続につきましても新聞その他の法定の手続がございします、そういう点を踏まえながら実施することにならうかと思ひます。

○岩瀬良三君 そうすると、これは大臣にお聞きしたいんでございしますが、今大臣からこういう形で

今後再発防止にできるだけ努めるというふうなお話でございましたけれども、ただ再発防止というだけではこれは今後防止ができないんじゃないかというふうに思うわけでございます。

と申しますのは、罰則がどうも各国との比較で日本はかなり軽いというふうに思うわけでございます。また、そこで不当利得を得た者があつても、これは返さなくても済む、または返しても非常に少ない額でいいということになるとやり得たというふうなことがあるようでございまして、再発防止に加えていろいろな罰則等の強化も見込んだ形で法改正、こういうのもお考えになっておられるでしょうか。

○政府委員(長野虎士君) アメリカの市場におきましても公平性、透明性が信じられておりますのは、違法な行為に対してはきちんとした処断がおりるということに信頼があるのであらうと思ひます。アメリカは、今日におきましても三千人のSECの職員を擁し、年間、昨年でございまして九十二件の刑事告発があり行政処分数は四百八十六件でございまして、その意味では証券不祥事はたくさん起こつておるといふことでありますけれども、市場がそれとは別に健全に動いておりまして、そういう不祥事が起こつたときにきちんとした処断が行われるという大勢の人の信頼に立つておられるかと思ひます。

そのような観点から、ただいまお触れになりました罰則の問題につきましても、私ども、これから証券市場改革の中で、現在の罰則制度において、実際の運用がよく見なくちゃいけませんけれども、そういう問題があるかないかという点も含めまして今御検討いただいておりますし、改正すべき点が見つかればそれに取組んでまいりたいと思ひます。

○岩瀬良三君 今、見つかればというふうなお話でございすけれども、こういうインサイダー取引的なものについては、改正された証券取引法は懲役六カ月以下または五十万円以下の罰金というふうなことでございすけれども、これがアメ

リカだと懲役十年とか、イギリスが七年とかドイツが五年とか、非常に日本と差が大きいようございす。また、罰金刑につきましても非常な額になっておるようございすけれども、こういうのをそのままにしておいてこれが防止できるというふうな考えられるのかどうか。これは個々に言つてもしょうがありませんので、大臣の御答弁をお願いしてこの問題は終わりにしたいと思ひますけれども、いかがでございすでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 証券局長から基本的な対応という意味でお話がありました。再発防止三度目というところでありますから、何事も三度は起きないように、どうすればよいのかを含めて真剣に検討をしまひたいと思ひます。

○岩瀬良三君 それじや、予算関係の事柄に入らせていただきますというふうに思ひます。

これは予算委員会でもお話しになられましたけれども、別の観点からちよつと聞かせていただきますと思ひます。先月、アメリカの財務省が、日本経済について、内需の回復を圧迫するような財政でこ入れ策の撤回、こういうものがあつてはならないというふうなことを指摘しておつたわけでございす。また、サマーズ財務副長官は、三塚大蔵大臣との会談に触れまして、大臣の方へ、景気回復と黒字の再拡大を防ぐために必要な追加措置を実施してくれよというふうなことに付いて大臣が約束されたというふうなことが報道されたわけでございす。また大臣は、そういうことは言つてないよと、こういうふうなことを言つておられるわけでございますが、その当時のやりとり、これは言葉のニュアンスもあるのかと思ひますけれども、そういうやりとりは実際にどうだったのか、大臣にお伺ひいたします。

○国務大臣(三塚博君) ただいまサマーズ副長官とお話をいたしました折、サマーズさんのブリーフィング、国金局長の記者へのブリーフィング等がございす。日経は四段で「追加措置約束」とう書いております。「日本側とズレ」と、こういうことで

ありますが、約束はございせん。私からは、表敬訪問にサマーズさんが来られたわけでございす。日本経済の今日の現況、月例経済報告その他の調査等を紹介しながら、全力を挙げて内需主導型の経済体質をつくるべく一歩一歩前進をいたしておるところと。これに對しましてサマーズさんからは、外需主導に移りつつあるのではないかと。いう意味のお話がありました。これは円安に伴う自動車業界、情報通信等が堅調な伸びを示していることにかんがみ、そう言われたわけでありまして、そういう意味では懸念表明であつたと思ひます。

よつて、私からさらに、前段申し上げましたとおり、日本経済は諸改革の断行をいたしておる、政府も経済構造改革、そして健全財政こそ健全な経済体質をつくることに通ずるという観点から全力を尽くしておるところであり御理解を得たい、こういうやりとりでございす。表敬訪問の中の懇談でございしましたからそれで終わつたわけでは、総体的に見れば、御指摘のように内需主導もさることながら、もつと財政支出を考へてやるべきだというトーンの話があつたことは事実でありますけれども、今申し上げましたとおり、私は、五改革が着実に今前進の緒についておるところであり、特に本年度予算が成立をさせていたたくということになれば切れ目のない財政執行ができ得ますからどうぞ見ておいてくださいと、こういうことが内容でございしました。

○岩瀬良三君 大臣からのお話、ありがとうございしました。大臣のお話のとおりじやないか、そのとおりだろうと私も信ずるわけでございす。ただ、ここでお出された事柄は、恐らくはアメリカの方はそういう期待を持てているんじゃないかというふうには私は受け取つたわけでございまして、外需と内需の寄与度というのを見れば、最近では外需分が少し今までより上がつてきたというのも事実でございまして、そこら辺はアメリカもケアしているんだらうというふうに思うわけでございす。

ただ、経済成長という観点から見れば、今後とも緊縮財政というふうなふれ込みのようございすけれども、緊縮財政ではなくて、景気の緩やかな拡大型でいくべきじやないかと、そういうふうな意味で特別減税も廃止じやなくて継続していくべきだと、こういう立場をとるわけでございす。そういう意味で、大臣のこれからの経済運営、そのお考え方はどうでございすでしょうか、その辺のところをお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) たびたびの御要請を予算委員会、そして大蔵委員会において、また重ねての御要望でございす。予算編成方針に明示をいたしましたとおり、後世にツケを回すことはいないという決心の中で特別減税の中止を決心いたしましたところでございすので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○岩瀬良三君 そういふ中で、財政構造改革元年というふうなことで、四月から始まる本年度の予算が今審議されておるわけでございすけれども、この財政構造改革元年と銘打つた予算、この予算につきましても私はどう考へてもなかなか財政構造改革元年というふうな感じを持ってない。というのは、その前年、これは村山内閣のときであつたわけでございすけれども、財政危機だといううな宣言が出されておるわけでございす。財政危機はそのとき始まつたわけでございす。徐々に来たわけでございまして、もう長い間、以前から財政危機であつたわけでございまして、同様に、今年度予算から財政構造改革元年、こういうふうな決意のあらわれであらうと思ひますけれども、財政危機である点には変わりはないというふうなことから考へると、歳出抑制、こういう問題について思い切つた切り込みができていなかったんじゃないか、こういうふうな思ひ方でございす。

これのどういふ点、どういふところが財政構造改革というふうなことで言えるのか、と申すところちよつときつて恐縮でございすけれども、構

造改革というようなところへの入り込み方はどこから入っているのかという点について、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(三塚博君) 本件は、第二次橋本内閣が総選挙後を受けてスタートを切り、改めて総選挙挙時における国民各位の声、それと審判を下したた国民の声と、こういうものを踏まえながら、待たなしの財政構造改革に取り組まなければならぬと。こういう観点で三党協調の中にそのあり方を協議し、平成九年度予算編成に当たり、かくあれということでは正式な申し入れもこれあり、同時に内閣としても本件に対しては現代と後世に責任を持つという意味で少子・高齢化社会を乗り越えるためにはという視点を明示しながら、G7構成国の各国の財政運営方針なども十二分に参考としつつ、基本理念を総理大臣を中心につくり上げたものであります。

もちろん、国民代表としてございます財政制度審議會等、それぞれの審議會の御意見もあつたわけでございますから、それも含めまして内閣としての方針を決めたところでございます。

よつて、本年平成九年予算は医療保険制度改革、年金も含め、高齢化社会に向けての最大の問題でございませう。歳出予算の第一位に位する三分の一の予算支出が予定される社会保障関係費でございませうから、本件の改革、そして公共事業を初め文教、科学技術、防衛、ODA等々、聖域を設けることなく全体を見直し、そして歳出を削減していくと、こういうことでスタートを切らさなければならなかつた。そこで、後世に借金を残さないという言葉に表現されるとおり、公債依存による財政運営はこの際やめようと、これが第一点であります。隼より始めよで、四兆三千億の特例公債減を立てたということとはそこにございませう。

その結果として、国債買取りの歳出予算編成は、
 税収に見合う歳出でなければならぬと、こういうい
 うことでまさに税収に見合う編成をなし遂げたと
 と、こういうことでございます。九年度一般歳出は
 は前年度対比で一一・五％増と、こういうことで

あり、たびたび申し上げて恐縮ですが、特殊要因増、いわゆる消費税の国庫負担分四千億円強ございます、これを歳出からカットをいたしますと伸びは〇・六％程度の伸び、十年ぶりの低い数字にさせていただきました。ただいまちよつと公債全体と申し上げました四・三は最終的に特例公債分は四・五兆と、こう訂正をさせていただきます。

以上のようないふことでスカーレットを切りまして、さらにそれは単年度だけではございまして、平成十七年度までの間に特例公債の発行はゼロとするという中期展望の試算の中にも明示をさせていたいただきましたが、そんなこともやらせていただいたところでありまして。公債残高が暴増しない財政體質を、速やかにつくり上げてまいることとさせていただきます。

今、岩瀬議員の御指摘の中で、なかなか認められないというのは、ウルグアイ・ラウンド対策費であつたり新幹線の手算措置であつたりと、衆議院の審議においても指摘を受けました。決してばらまきではなく、民営会社であるＪＲ鉄道の最終の合意があつて初めてその線区がスタートできると、こういう厳正な措置をとらせていただきます。

旧国鉄という言葉がありますが、国鉄ではございません。小田急でありますとか阪急でありますとかという鉄道会社と完全に同じ民鉄でございますものですから、民鉄がこれを地域と一体となつてやるということであれば、そうなるわけであります。まして、最小限の、財政再建下でございますが、地域住民の皆さんの強い意思、それを受けて御陳情をいただいた与党三党だけではなく、野党の各位の皆様方からも御陳情を受けたわけでございますから、そういう決定の仕方をさせていただきます。たことを付言させていただきます、格段の御理解をいただきます。とう存じます。

○岩瀬良三君　ありがとうございます。
全然努力の評価はしないということじゃないんですけれども、ただ、この問題に対してはちよつと今までも何回か出ておるようですから、あと

ちよつと意見ありますけれども、別の方に入らせ
ていただきます。

結局、今国債の残高をふやさないようにというようなお話があった点ですけれども、いわゆる財政健全化目標というように、二〇〇五年までにこの健全化目標を果たしたいというようなことのようにございます。また、その基準になりましたものは、よくEUの方で使われております国と地方の財政赤字の対GDP比を三%以下にしていく、それとともに国債の方もふやさないというような決定を、健全化目標をされているんだろうというふうに思うわけでございますけれども、この三%というのはEUの目標をそのまま持ってきたのかどうか、また別の一つの考えがあつてのこの三%目標なのか、それと公債をふやさないというのを組み合わせたのか。その辺のところは、いかがでございましょうか。

○政府委員(林正和君) 昨年末に閣議でお決めいただきました国、地方を通じた財政赤字対GDP比三％以下という基準はどこから持ってきたんだということでございます。が、財政再建の目標をどうするかということは財政制度審議会でもいろいろ御議論をいただきました。その際、まずとりあえずは債務残高、国、地方合わせました借金、これの経済に占めるウェイトといいますが、それを上昇しないようにしようということがまず当面の目標だろうという議論になったわけでございます。

そのためには、現在の我が国の債務残高の対GDP比は約九〇％でございます。それで、今後の経済成長率の見通し、これは名目三・五％を前提にいたしますと、この我が国の債務残高GDP比九〇％を、三・五％で名目伸びていく経済の中でこれを上昇しないようにするにはどうしたらいいかということ、三・五％に〇・九を掛けますと約三％に相なります。つまり、毎年度のフローの赤字をGDP比三％以下にするということができまますと、国、地方合わせました債務残高のGDP比が、その時点で一定になるということからこの三％というものを計算したわけでございます。

こうした財政構造改革、財政再建の目標をどうするかという発想はヨーロッパでも同じでございまして、ただヨーロッパの場合には、現在、国地方合わせますと債務残高が約六〇％でございします。それで、経済成長率を名目で五％と、こう計算をいたしまして、五％掛ける現在の対GDP比〇・六、これを掛けて三％ということになってきておるわけで、考え方は同じでございしますが、その計算の数字といいますが、それが異なっているというところでございます。

○岩瀬良三君 今三・五の○・九掛けの三%というようなお話を承りましたけれども、名目ということであるわけでございますけれども、名目成長で、今三%の成長と云うのが本当に可能なんだろうか、これは私も非常に疑問に思つてございます。名目ですと、ちよつとこの数字、正確かどうかわかりませんが、例えちよつとさかのぼつていきますと、九五年が一・八、九四年が○・四、九三年が○・八と、こんな低い名目成長で来ているように思つてございませうけれども、これが實際可能なかどうか。

それから もう一点あわせて時間の関係があり
ますのでお聞きしたいと思うのは、国債残高をふ
やさないというようなお考えなんですけれども、
今我々が問題にしているのは、国債残高が非常に
多いんじゃないか、これが後世の人の借金と負担
になっていく、それができるのかどうか、好まし
くないんじゃないかということが今議論されてお
るわけで、先ほどのいろいろな疑問の点でお話が
ありましたのも、それが一つの基本ではないかと
思うんです。そういう意味で二点目は、ふやさな
いというのはちよつと消極的過ぎないか、減らし
ていかないとこれからの少子・高齢化社会に合っ
ていかなんじゃないか、そういうふう思うん
ですが、その点お願いしたいと思います。

○政府委員(林正和) 一つは、名目の経済成長
率でございますが、これはほかによるべきところ
もございませんで、二〇〇〇年までの経済計画
がございますので、これの三・五%を採用したと

いうことでございます。

ただ、御指摘のように、じやこの成長ができるかどうかということは、これは私、責任を持ってお答えできる立場にはございませんが、今申しましたような計算ですの、仮に経済計画で言われております規制緩和が進まなかった場合、経済の構造改革が進まなかった場合、一・七五というようにすると、当然のことながらこの財政赤字対GDP比をさらに低くしなければいかぬということでございます。そういうこともありまして、昨年末に御決定いただきました目標では、できるだけ早期に国及び地方の財政赤字対GDP比を三%以下とするということを決めていただいているところでございます。

なお、もとより国、地方の債務残高は絶対額としても極力減らしていくのが望ましいことは御指摘のとおりでございます。ただ、今の財政状況を見ますと到底そういう状況ではないわけでございまして、まずはこのGDP比が上昇しないように、債務のGDP比が上昇しないように、そこを目標にしているということでございます。

○岩瀬良三君 どうも経済成長の点で、なかなかこれは骨な計画だろうというふうに思うわけでございます。

それからもう一つは、ふやさないということ、これは確かにそれも大事なことでありますけれども、それで済むかどうかというのが今あるんじゃないかと思っております。ただ、送り込んだ場合、我々の次の世代の人が今度は少なくなっていく、生産年齢人口がもう三十年もすれば一千万も減っていくという中で負担し切れるのか。しかも、今我々はどうも次の世代から便宜供与を受け取り過ぎているんじゃないか、こういう議論もある中で、我々はただ今の現状をそのまま何とか持っていくというのではなくて、我々が今度は逆に耐え忍ばなければならぬのが出てくるんじゃないか、そういう観点から申し上げておるわけでございます。

大臣、これはもう考え方の問題だろうと思うん

で、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 御指摘は私も正しいと思います。そういう中で、大変困難な命題である三%以下に抑える、そして長期債務を六%以下に抑えるということなのであります。G7諸国、ヨーロッパ諸国がEU参加の条件として出しているのは、それはそれ。林次長から申されましたように、三%のセッティングは三・五名目成長をベースにしなからつくり上げたものでござい

ます。そこで、まず一般会計予算、いわゆる税収に見合う歳出という本来の財政運営の原則に戻るといいうことに全力を尽くそうではないか。六%以下に下げる長期債務の努力はきっちりとするのであります。それが目標としつつも、まず毎年度毎年度編成のフロアの部分において達成していくことの方がより確実であり、より国民の皆様へ御理解をいただけることではないか、ではないかと、赤字国債いわれる公債に依存する財政運営ではない堅実な運営に立ち戻らさせていただくと、こういうことでございます。

現世が、利益を得ることのみにきゅうきゅうとして、後世の皆様方に、孫子の世代に何でこんなしんどい状況なんだろうかと問わしめてはならぬわけでございまして、これは当然親の世代は心掛けねばならぬことでありますので、まさにこの命題は、今御指摘いただきました基本的な命題に真摯にこたえるという意味で、まず確実にやり抜くという決心を三%以下に抑えるということからスタートを切る、こう決心をさせていただいたわけでございます。

○岩瀬良三君 もう時間がなくなってきましたけれども、一つだけ、自治省の方にも来ていただいておりますけれども、きょうの本会議でも質問がありましてけれども、国も地方も今非常に債務残高が多くなっている中でございまして、地方債の許可がこれ五十年の方、当分の間ということなんですけれども、国の許可を得なければ地方債の資金が借りられない、こういうこと

なんですけれども、これはいろいろな審議会とかなんとかの検討段階を経るのかもしれないけれども、もう当分の間が五十年間来ておりますので、自治省の方のお考え、これはもう今度の検討の中に入れてみるというこの御返事があってもいいんじゃないかと思つたんですけれども、きょうの本会議でははっきりした御答弁のないままだったんですが、この点いかがでございますでしょうか。

○説明員(伊藤祐一郎君) お答えいたします。地方債の許可制度につきましては、御案内のように、公共事業等の重要な財源であります地方債を財政基盤の脆弱な団体でも円滑に発行することができるようになるなど、地方交付税制度でありますとか地方税等々と並びまして、地方財源を保障いたします地方財政制度の重要な仕組みの一つであります。

地方債制度のあり方につきましては、今御指摘もいただいたわけでありますが、地方団体の自主性を重視する立場があります。また一方では、今申し上げましたように社会資本の整備に必要な資金の確保を重視する意見もございまして、また財政構造改革や地方行革のためには計画的な地方債の縮減が必要である、したがって現在の制度を維持した方がいいのではないかと意見もあるわけであります。さらに、御案内のように、大変額の財政不足が生じている現状におきまして当面の財源不足を地方債でカバーしているという面もあるわけであります。

したがって、こうしたいろいろな考え方がございまして、こうした点を視野に入れた各地方の論議を踏まえまして幅広く、私どももいたしましては検討を進めていきたいと考えております。

○岩瀬良三君 終わります。

○志吉裕君 私は体調がまだ十分ではありませんので、恐れ入りますが座ったままの発言をお認めください。質問者が座っておつて答弁者を立たせるのはまことに気が引けますが、答弁者にもどうぞ着席の配慮をしていただきたいと思います。

三塚大蔵大臣には初めてのお目見えですから、この際三塚財政の哲学と当面する財政の課題及び広く日本の経済社会の諸問題について若干お伺いします。しばらく病室の壁だけ見詰めて暮らしておりましたので、政治に疎くて少しピンとがずれているかもしれませんが、お許しをいただいております。合意いただきたいと思っております。

今、世間には財政改革のコーラスが起きております。今国会では本会議あるいは予算委員会の議論でも歳出削減、収支均衡、財政均衡化といった論調が主流で、それ以外の論議は不協和音のたぐいにされてしまふ雰囲気です。今の日本で財政改革のコーラスが沸き上がるのは理由のあることで、時の大蔵大臣としてその衝に当たられるのは大変御苦労です。労を多といたします。

しかし、政府や政界はさることながら、財界も労働界もすべてのメディアもことごとくバックツアールのようにどやどやと同じ場所へ向かつて同じ場所を見て同じ角度で写真を撮る、そういう光景はついにこの間政治改革のときとより二つの雰囲気、いささか気にならぬわけでもありません。何をどうするか、抽象的なムードだけが先行して、具体的な検証やあるいは異論や懸念を交換し合うという状況がなければ、しよせんは物にならない。異論を挟もうものなら、たちまち守旧派のレッテルを張られて締め出されてしまふ。そういう風潮は恐ろしいことで、現に政治改革の後には思つてもみなかった小選挙区比例代表制といういまだに評判の悪い代物が残った。

こういうことを考えると、果たしてこの財政改革の後には何が残るんだろうかと。残ればいい方で、下手をすると戦後民主主義のもとで確立されてきた市民的権利が跡形もなくなくなつてしまわないか、明治以来百年、近代化の中で嘗々と築き上げて日本社会の活力の源泉となつた世界に類を見ない平等化社会が根底から崩れてしまわぬか、そんな不安にふと襲われることもあります。これは大臣、私の杞憂でしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 今、志吉先生、多年の政

治経験、地域活動、全国運動の中で端的な御指摘をいただきました。私は決して志苦先生の言われること、その心配はないと言いつもりも全くありません。やはり我が国は地域によって構成される地域文化の集積の中に日本文化があるわけでございますから、このよりよい伝統をしつかりと後世に伝えることも現代で生きておる私どもの大きな役目であることは間違いないと思います。

許すことであれば、経済が安定成長をし、その中で借金のない財政体質の中で、おのの所を得てやれるような状態をつくり上げることが理想ではありますけれども、この理想はほぼ不可能であるという状態にありますことから、まず借金を後世に残さないというわかりやすい原点からスタートを切っていく。しかし、このスタートは先ほどの阿部議員から指摘を受けましたとおり、孫子の世代の共感を得るものでなければならぬ。

志苦先生もその点を強調されておることでありまして、そして地域に根差したよき伝統と文化はしっかりとその中で補てんをされていかなければならない、そして継承していかなければならない、こういうことであろうと思います。全くそういうことでは同感であります。

しかし、今このままの財政運営を続けていくということでありまして、税収を超える予算編成を毎年やり借金を後世に積み残していくということになりますと、財政体質は疲弊して細っていくことは御案内だと思います。既に地方、国を合わせた五百兆というGDPに匹敵する、それを超す債務に相なつてまいりました。ここで、やはりストツプをかけて踏みとどまって聖域の設けられない予算編成をいくと。しかし、聖域を設けない予算編成でありまして、それぞれの担当省は、その中でプライオリティーをいわれる優先順位というものを決めてやるべきものはやると、こういうことで編成時に臨むと、こういうことであつてはなりません。

言いたいことは、ただ一点、いわゆる優先順位を決めて、あの省がやるから我が省がやるのでは

なくして、我が省でなければやれないものがあるはずであります。そういうものをきちんと取りまると御提出をいただくと、こういうことで聖域ないという公平な政治の原理原則が満たされるということになるのではないのでしょうか。こんな点を考えながら、志苦議員言われるその改革後何が残るか、何だと言われませんか、腹を据えて自戒をしなげら、また将来に向けての政治の方向、橋本総理大臣をしつかりと支えながら、閣僚全員このことと一体となり、与党の皆様方の深い理解を得、そして各党の皆様方の理解を得ながらスタートをまず切ると。結論としていいますれば、ただいまならば間に合うと、ここにあります。もう一年待て、もう二年待たたら一緒、行くよということでは遅いと、このところに来たということでございます。

専門的な国際経済、財政経済の数理的な問題はうまく申し上げられませんが、エッセンスとして聴取をしてみたいと、やはりここでスタートを切らなければいつ切れるのかと、こういう感じが強くございしますものから、こうやって御理解を得たく申し上げさせていただきますところでございます。

○志苦裕君　そこでお伺いしますが、政府はこの改革によってどんな国あるいは社会をつくらうとしておるんでしょうか。そして、財政はそれにどんな役割を果たそうとしておるんでしょうか。

ことしを改革元年と位置づけて財政健全化計画の実行に乗り出してありますが、財政赤字をGDPの三%、あるいはストックで六〇%とか、特例公債をゼロにするとか、量的な目標はありますが、質的な目標は姿が見えない。この辺の点について、ちょっとお答え願えますか。

それから、赤字を減らさないというお話ですが、例えば所信表明によりまして、「現在の景気の回復力を一層強固なものとし、民間需要を軸とした中長期的な安定成長につなげていくため、引き続き適切な経済運営に努めてまいります。前段では、第一の課題は、「自律的な景気回復を確実なものとする」と。この発想で、これでもかこれでもかというふうな財政を出動させて、そして幾らも時間がたたないうちに今日の財政赤字をつくり上げた、それが今日の事態じゃないんですか。その反省が、この所信表明には出ていない。その点についてはいかがですか。

○国務大臣(三塚博君)　全体としての流れを御解釈いただきますと、そのことは出ておると思うんです。それぞれの役割をそれぞれに指摘しておるものと存じます。

志苦議員の言われる、財政出動によって不況を乗り切ろうと累次にわたって行った結果はどう見るかという御指摘もございします。深い反省の中で、そこからスタートを切っておるわけでございします。経済システム改革を断行することにより、企業がみずからの足で立つて、国民各位の要望にこたえるものをつくり上げ、また販売者は販売者でそこを頑張る、こういうことであります。

自律的な経済成長は経済体質が変わればそこに到達できる道のあることとは世界経済の中でよく例がございします。我が国も、戦後そのことでこまめに来させていたわけでございます。

そういう点で、どんな社会をつくるのかということです。であれば、老壮青一体となった地域社会づくり、国家づくりということだろうと思ひます。世代が他の世代を反発するものではなく、協調、融和の中で社会が保たれていくことが世界の中でも一番すばらしいことであると思ひます。そして、理想なことを申し上げますと、国の制度によってすべて補てんをするのではなく、家族がやはり年と老いた両親のために愛情と信頼の中でサポートをするという社会は理想社会であるに違ひありません。

自立した人間ということがよく言われますけれども、それは自立は正しいことでありますが、しかし精神的なきずなというものは厳然と残らなければなりませんし、そういうものをつくり上げるのが私も国会議員に与えられた大きな目標であらうと思ひますし、そして相互扶助の協調の社会

会ということであらうと、そんなふうに思っております。

財政の役割は、これだけの経済国家になったわけでございますから、自律的な財政運営を基本として取り組まなければならぬわけでございします。国民一人一人が豊かに暮らすというベースが築かれていくこと、そして人権と自由が尊重をされながら自由で活力のある二十一世紀をつくるということが、六つの構造改革を橋本首相が提唱し、その方向の中で取り組んでおるところでございます。

限られた時間でありまして、基本的な考えのみ申し上げさせていただきます。

○志苦裕君　どんな国をつくらうとしておるのかというの、おぼろげながら今お話を聞かれましたが、国家の役割あるいはひいては国の財政の役割、こういうものについての見直しは改革のテーマに入っておるんですか、入らないんですか。

○国務大臣(三塚博君)　改革のテーマに入っております。

そして、平成十年度予算編成が概算要求七月決定というところの中で、末には決めなければなりません。そういう点で、財政構造改革が至近の最大の課題である。それと経済システム改革、金融のシステム改革というのが相並列してまいります。スタートを切っておる、こういうことであります。

○志苦裕君　所信表明では、依然として景気の調整を第一義的な財政の課題にいたしておるものですが、あるいは見直しは含まれていないのかと思つて聞いてみたんですが、資源配分の適正とか、あるいは所得再配分とか、景気の調整という伝統的な古典的な財政機能の変更にいうのは余り変化がないんですね。

先ほどもお話がありましたが、やっぱり国家目標をはっきりして戦略目標を定めて優先順位のある財政運営をしないと、聖域なき歳出削減というだけでは、政策選択のプライオリティーがなければ、これはままき予算の反対でばら削りになつちやうだけして、ばら削りという言葉、あるか

どうかわかりませんが、やっぱりプライオリティーを持った方が国民にはわかりやすいわけですし、何がよくなるのかかわかるわけですから。

いずれにしても、これからは政府も国民も汗をかいて一山も二山も越えなければならぬのですが、その山の向こうに何があるのかを国民にわかるようにすることが一番肝要だと思います。山のかたの空遠くというドイツの詩人の歌がありますが、三塚さんが越える山の向こうには何があるのか、ちゃんとはっきりした方がいいと思います。行ってみたら何もなかったなんて、これはだめなんです。これは広く国民に語ってもらいたいと思います。これが財政改革成功のかぎだと思えます。

行政改革、規制緩和の潮流からいきますと、純粋公共財に限ってその他の財やサービスは市場にゆだねるというアダム・スミスまで戻るようなトーンもあるかと思うと、やっぱりきのうと同じように財政の出動で景気の方を支えていくということにウェイトがあるように感じますし、若干それ迷っているんじゃないかと、その辺の点にちょっと懸念を感じたものですから、意見だけ申し上げました。

それから、財政健全化目標によりますと、国、地方の財政赤字をGDP比三%以下云々と。地方に對しても国と同様に歳出の伸び率を抑制するよう要望するとありますね。新しい国づくりのキーワードというのは地方主権の確立にあるわけですし、なぜ地方を一律に十把一からげに律しようとするのか。地方は最も住民に身近ですし、民主主義が貫徹できる場所なんです。どんな公共財を提供しようが、どんな財源を交付しようが、それは地方主権に任せるといふのも財政改革の主要な観点だと思えます。そうしますと、サービスと負担の関係もわかりやすくなりますから、タックス・スペイヤーの理解も得られやすいという気がいたしますが、どうですか。

○國務大臣(三塚博君) いわゆる地方自治は、民主主義の根幹であると言われ続けてまいりました。

た。地方自治の健全な発達がそうさせるわけにございませう。それが完成の暁には、主たる部分が地方に移管をされ、分権が終了すると思えます。

私も地方議員の経験を持つものでございまして、県会議員になりました四十三年前には、既に地方分権、権限の移譲、財源の再配分、地方制度調査会が毎年毎年これが決議をされ、提案をされて今日まで来ております。そういう点から考えますと、地方自治こそ名のごく自律して、議員言われますとおりサービスと負担、タックス・スペイヤーの原理、原点で物事が判断をされて、地方の地域づくりが行われていく、こういうことであらうと思っております。

そういう点で、今後この地方自治という根幹は、諸改革の目標、大きな国家の目標ということ、で、イコールで地方の願い、地方の目標でなければならぬと、改革、改善の両輪として今後取り組んでいくべきものと考えております。

○志吉裕君 改めて伺います。これは大蔵省の専門家が結構です。

財政赤字が経済社会に及ぼす悪影響というのは、一体どういうものなのか。財政経済学の理論的に、わかりやすく説明してくれませんか。財政赤字があると経済社会にはこんな悪い影響があるということをご存知ですか、その辺を歩いている人にもわかるように言うには、どう言ったらいいでしょうか。

○政府委員(林正和君) 財政赤字の問題点としては、次のようなことが言われております。

一つは、先生御案内のとおり、二十世紀に入りまして人口の高齢化が急速に進展してまいります。政府が昨年の末に二〇〇五年までということとで財政再建の目標を定めたが、二〇〇五年といいますが、ちょうど戦後六十年でございまして、二〇〇五年以降になりますと、戦後生まれのベビーブーム世代が皆退職年齢に差し加わってまいります。そんなことから、貯蓄が減少していくということが見込まれるわけでございまして、現在のまま放置しておきますと、大量の公債が市場で円滑に消化されにくくなる結果、金利が上昇をします。経済成長の源泉であります民間設備投資が抑制されて、経済の活力を喪失するということも第一点だろうと思えます。

もう先生、御案内のとおりでございしますが、必ずしもこれのままストレートに当てはまるかどうかでございしますが、かつて財政赤字で大変苦しんでおりましたスウェーデンで、一九九四年の六月、国内の最大の生命保険会社が国債の引き受けを拒否いたしました。その結果長短の金利が非常に大きく上がった。その結果、国民経済が非常に窮地に立ったというようにございします。これが第一点だろうと思えます。

それから二番目は、当然のことながら財政赤字がふえまると、利払いあるいは国債の償還という費用が多額にかかってまいります。したがって、その結果、政策的な経費として使えるお金が少なくなるということがございします。現在、御案内のとおり、一般会計のうち五六%程度がこうした政策的経費に使われているにすぎません。これから将来世代、どういふことが起きるかわかりませんが、そうしたときの国の対応というものの力が弱まってくるということが二番目の問題だろうと思えます。

それから三番目に、これは当然でございしますが、公債、これは将来の税金でもって償還をしていくわけですが、将来世代のこの国債償還に伴います税負担が一層高まってまいります。世代間の公平の問題もあるということが指摘できようかと存じます。

○志吉裕君 もう一つ伺いますが、日本のみならず先進国の財政が、二十世紀の後半から急速に拡張的になってきて、共通の悩みを抱えるようになりまして、その根源はどこにあると思われませんか。

○政府委員(林正和君) 先生御指摘のように、財政赤字の拡大、これは先進各国に共通している問題でございしますが、その要因としては、一つは低下傾向にあります経済成長率が挙げられようかと

存じます。それから二番目には、人口の高齢化等財政を取り巻く状況の変化というものがあろうと存じます。それから三番目に、これは社会保障分野に見られますような政府の役割の増大、これに伴います歳出拡大等が挙げられようかと思えます。世界各国の、特に政府の最終消費支出あるいは社会保障移転支出、こういうものを見ましても非常に大きく最近ふえてきているというところでございします。こうした、恐らく大ざっぱに言いましたこの三点が我が国も含めまして先進各国の共通した財政悪化の原因であらうというように思われます。

そのため、昨年のリヨン・サミットにおきましても、こうした状況を踏まえまして、先生御案内のとおり、信頼できる財政健全化計画、成果の上がるようなインフレ抑制政策、及びその結果としての低金利、並びに一層の構造改革というものがリヨン・サミットのコミニュニケにおきましても言われているところでございします。

○志吉裕君 済みません、もう一問。
平成十七年、二〇〇五年を一応の財政健全化の目標年にしていきます。二〇〇五年、平成十七年、八年後です。普通、五年後とか十年後というのはありますが、八年後というのは何か特別な意味があるのでしょうか。何か経済社会に特別な大きな変動が起きるとか、ハルマゲドンでもやってくるのか、そういう何か特別な意味があるんじゃないでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 二十世紀がスタートをしてちょうど五年と、五年というけじめが一つあるんじゃないかと思うんです。専門家にも聞いてやっていただけですが。

○政府委員(林正和君) 二〇〇五年ということとでございしますが、先ほどもちょっと触れさせていたんですが、二〇〇五年以降になりますと戦後生まれのベビーブーム世代が六十歳を迎えることになりまして、またこうした状況を反映しまして、一九九五年十月のG10、先進各国の集まりでございしますが、そのレポートでは、こうした状況も

踏まえて我が国においては貯蓄率が顕著に低下し始めると思つてございませう。

このように、二〇〇五年ころが我が国の社会構造あるいは経済構造というもののターニングポイントであるというように考えられまして、遅くともこの目標年次までには財政構造改革を強力に推進し、二十一世紀の活力ある豊かな国民生活を実現するとともに、子供たちや孫たちに對する責任を果たす必要がある。そういう意味で、この二〇〇五年というものを閣議決定のときの年次にしていくわけでございませう。

○志吉裕君 財政の収支均衡には、歳出の削減と増税の双方向があります。増税も選択肢の一つに入りますか、端的にお伺いします。

○國務大臣(三塚博君) これは改革を推進いたし、財政構造を健全なものに仕上げてまいらなければならぬものですから、増税を今直ちに視野に入れるということはせず、基本的な理念に基づいて全力を尽くす、こういうことであります。

○志吉裕君 増税ありは財政健全化のシナリオに入っていないと確認をいたします。それで、増税ありでは改革のプランが中途半端になります。財政当局は消費税という打ち出の小づちを持っておりますし、その誘惑に引かれて安易になるおそれもありますから。

ところで、橋本総理は予算委員会では今のところ考えていないと、この問題を時期の問題に置きかえていますが、時期は危ないんだね。これは中曾根さんのときに経験がある。この顔がうそをつく顔に見えますかと言つて、うそをついて売上税がやつてきまして、それですつたもんだの結果、消費税が入ってきたという歴史がありますので、これは増税なしで厳格に財政再建のシナリオを描いてもらいたい。これは強く要求しておきます、よろしいですね。

時間が来ました。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○小島慶三君 幾つかお伺いしたいわけでありますが、初めの一つはさっきの岩瀬委員の質問と大

分重複いたしますので、ごく簡単にいたしたいと思ひます。

日経の世論調査を見ますと、八〇%近くが財政再建賛成である、これ優先すること賛成である、こう言つてゐる。しかし、景気回復を優先しろというのが二六%ぐらいありました。それから、八〇%近くが財政再建を支持しているならば、橋本内閣に對する支持率も、これも上がつてゐるのかといへば、これはかなり下がつてゐる。これは一体どういうことかというわけでありませう。

私の解釈は、総理が命がけでやりになるということ、私はその気概に賛成してゐるわけでありませうが、言うこととやることが違ふんじやないかと、有言不実行であるという感じが私はしてゐるわけでありませう。

規制緩和、地方分権、これもいろいろ立派な名論卓説が横行しておりますけれども、実際のテンポはかなり遅い。例えば、規制緩和であれば認可を許可にする、あるいは許可を認可にする、認可を届け出にするといったような非常に微細な規制緩和が多い。一番肝心の郵政とか通信とか、これらの産業構造を担うような、そういった方向と

いうのがさっぱり浮かび上がつてこない。そういった面の規制緩和が浮かんでこない。

それから、地方分権にしても、地方に権限を移譲するという項目が七十八でしたか、あると。しかも、それが全部お互いに相談をして、そして同意を得てやりなさいと、こういう注釈書きがついてゐる。そんなことで果たして地方分権が進むだろうかとか私は非常に疑問に思つております。財源の問題もありませう。それから、そういった地方分権とか規制緩和がうまくいけば、今後の成長率は

何もしない場合の一・七五から三・五に上がる。これが企画庁の説明なんです。きょう御説明を伺つていますと、マーストリヒト条約の赤字三%以下、それから公債依存率六〇%以下、こういったものに到達する計算根拠はわかりました。実は、この前の予算委員会ときに主計局長に伺つたのですけれども、余り簡単に全然わからなかつた。

しかし、きょうの説明で計算根拠はわかりました。しかし、計算根拠とどうすればそれに近づいていくかというプロセスですね、あるいはポリシミックス、ポリシーのプロセス、こういったものがその裏に果たしてあるんだろうかということとは私疑問であります。だから、そういう点はいずれまた詳しくお教えをいただきたい。今後の二〇〇五年までの手順が、どういう手順でどういう可能性を秘めて、それがさっきの目標に到達するの

かと。これはよくわからないですね、きょうの話では。だから、これはいづれお伺いしたいと思つております。

それからもう一つ、三・五というのはどう考えても高い、どう考えてもこれは高過ぎる。私は相当努力しても一%台だと思つております。だからそういった意味で、これもいづれ後で議論をさせていただきますたいというふうに思つております。

それから、そういういろいろなお話で、政策意思はあるけれども計画的な確認はないというわけでありませうが、そういったものを含めて、これ立法措置をおとりになりますか。これは大臣にお伺いしたいんですけれども、財政再建法というようなものをお出しになりますかどうか。

○國務大臣(三塚博君) 私は閣僚懇談会等においても申し上げたわけですが、平成十年の予算編成を新しい視点で、いわゆる本年度予算編成の基本的理念を正しく継承し深めるという意味で行うということであるとすれば、常会の後期に財政再建法、これを出すべきであると、こう申し上げてきております。まさに、そういう意気込みで取り組んでまいります。総理も、本件に

ついてはできるだけ早く大蔵大臣の言うとおりの方向で対応をしなければならぬという、基本的には一致をいたしております。

そういう中で、今予算が各位の御理解と御決定によりまして議決、決定をいただきますと、その後具体的な項目についての検討会議が週三日くらいのペースで行われることとなります。そういった

しますと、常会の終わりにころには確実に方向と具體的目標が明示されるであらうと。明示されるのであれば、国民的支持を得るために会期末に法律の提案をするということが大事ではないのかと、こう申し上げておるわけでありませう。国会では到底、常会決まつておるわけですから、本会議で趣旨説明を申し上げる程度が精いっぱいかもしれませうが、それでも国民に對する一つの義務であらう、政府として国会として政党として、こんな感じでおし上げておるところでございませう。

少なくとも臨時国会召集されるとすれば、また召集をお願いするという形の中で本案の審議が行われませうと、平成十年の年末の予算編成に魂と筋が入らないと、こう思ひますので、大蔵大臣として全力を尽くしておるところであります。

○小島慶三君 今、大臣は臨時国会云々ということをおっしゃいましたけれども、私は従来と同じような手法で、例えば一般予算の、年頭予算の編成のときには隠しておいて、また臨時国会で補正予算を組んで、そしてまた自分の思いどおりになつた方いいというふうに思ひます。いかがでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) おっしゃるとおりでございまして、財政再建法は至近の国会において御議論をいただく、そういう意味で臨時国会と申し上げさせていただきます。

○小島慶三君 わかりました。

それで、今補正予算という話が出ましたが、私は今度の補正予算も実は余り賛成でなかつた。私も反対させていたいただきました。それから、それにある程度支えられて平成九年度予算をお組みになつたというわけですが、この平成九年度の予算についても、私も随分まだ切り込みが足りないのじやないかと。せっかく消費税も上げる、あるいは減税もやる、こういうことで得た財源というものがあつたわけでありませう、そういった財源をもつと思ひ切つて公債削減に充てるべきではないか。

確かに、公債というのは、大臣のおっしゃる通りに我々の子孫に残すべきものではない。公債の最大の欠点は、世代間のアンバランスということ。最大の僕は問題だろうと思っております。世代間の公平というものは、財政の非常に大きな要件であると思ふんです。それが保たれないというのは一番大きなものである。だから、公債の利払いによる財政運営の硬直化、これも大問題であります。それがそれ以上にそういう点に気を配るのがやっぱり政治の要諦ではないかというふうに思ふわけがあります。

さて、そういう点から見ると、一般歳出の切り込みというのは私どもにとっては全く不足である。だから民主党の衆議院の方では三兆ぐらいのものはもつと削れないかと言っております。私は、それに加えて場合によっては歳出の、実行予算の五%各省別一律カットというのを実施されたらどうか。

今、一番我々が気になって仕方がないのは、お役人の方の財政支出に対する感覚が麻痺しているのではないかと、言葉が少しきつければお許しいただきたいけれども、そういうことです。だから、いような事件が方々でわき出ております。だから、そういう点に關していろいろな役人の、公務員の倫理規程をつくることか、そういうことも確かに必要かもしれないが、それ以上にやっぱりもう実物教育というが、五%カットということではかなり厳しい線を出したらどうか。そうしますと、四十三兆に対して大体二兆ぐらいのカットになります。だから、民主党の言っている三兆と合わせると五兆ぐらいカットできるといふことになるわけであります。

それで、あともう余り時間もございませんから一つだけお願いしておきたいのは、ことしの八月ごろですか来年度の概算ができる、さつき大臣おっしゃいました。来年度の概算の場合に一番肝心なのは、私は特殊法人に対する手入れだろうというふうな思っております。一般の国民の零細な郵便貯金、それから集めたのが資金運用部に入っていて、それから特別会計に入っていて、一般会計、特別会

計合せて全体の資金計画が三百九十六兆と。これは私、役人資本主義だと思っております。それを役人が運用するというのでは。だから、そういうことをやめて、それをできるだけ民営に移す。総理も、官から民へ、中央から地方へというのが自分の理想だとおっしゃっております。確かにそうだと思うんです。だから、民営に移すということとをできるだけ主眼にすべきである。

八十八の特殊法人、それによって支配されている会社は千二百二十五、これは我々の仲間の石井君の計算だと三千あると言ってます。子会社、孫会社。あるいは社会経済生産性本部の資料では二万六千あるというんですね。二万六千というのは少くくばらばらな数の子会社、孫会社が政府の金でうごめいているわけでありまして。これは、何としてもうちよつと思ひ切った整理をすべきであるというふうな思っております。

ですから、私は一応の私案もございしますが、特殊法人については廃止するもの、目的を達したのを廃止するものもありまして。それから民営化するもの、これはかなりございまして。それから統合するもの、これもございまして。それから、何とか残すものというものもございまして。そういう点を全部今度の予算の編成期まで、できれば整理をしていただいて、それでそれによって十年度予算をお組みになる、その主眼は民営化であるというふうには私は思っております。この辺、お願いできま

すでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 行政改革も極めて重要で、今その作業が進んでおります。また、総務庁を中心に特殊法人の問題についての検討が行われております。

ただいま御提言の廃止するもの、民営化するもの、統合するもの、残すもの、まあ統合は残すものの中の範疇に片足入るんではないか、この基本的な理念というのは極めて大事なことでございまして。御提言を承らさせていただきます、当然のこととして、任務が果たしたということが明確であ

れば、それは雇用の問題は政府の責任でやることでありますから、国鉄民営化の際に一人といえども失業者は出さないという基本的な約束事が達成をされた前例もこれあり、そういうことできっちり対応をしてまいります。これは理解と協力が得られるものと、こう考えております。

○小島慶三君 それから、こういって特殊法人も関係があるわけでありまして、もう一つの問題はやはり公共事業だと思ふのでございまして。一遍仕事を着手してしまつても二十年でも継続してそれを、いい悪い、つくるつくりなない、そういう議論を続けている、こういうのは随分あります。

例えば、ダムでも去年十一ばかり凍結をいたしました。ことし四つばかりそれに追加をいたしました。それから、いろいろ公共事業の中にはほとんど使われていないトンネル、こういうものもございまして。海岸はテトラポッドでいっぱいあります。また、農業改善については河川の三面張り、直線化、そういうことが行われて、必ずしもそれが現在どうしても必要だといふものではないものもあると思ふのであります。ですから、そういった点で公共事業は、あるプロジェクトは非効率であり、あるプロジェクトは環境破壊だけに通ずる、あるプロジェクトは民間投資に連動しない、こういうものを一つ一つ洗い直して、そして思い切った整理をこれはぜひお願いをしたいというふうな思ふのであります。

この際は、入るものも検討しなきゃなりません。その出し方についてやっぱ検討すべきである。だから、さつき申しましたような民営化とそれから公共投資の民間投資連動化というふうなことで予算をお組みいただきますように、ぜひお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

○吉岡吉典君 最初に、一つ私も確認をしておきたいんですが、先ほど志吉議員から問題提起がありました増税なき財政再建。予算委員会、総理はそういうことは言わなないという議論もありました。橋本内閣のもとで、また大蔵大臣自身

として増税なき財政再建という方針かどうか、はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○国務大臣(三塚博君) 増税の問題は、私は、財政再建のために増税を国民にお願いする状況ではございませぬ。まずは歳出の改革と縮減に取り組むべきときであります。

○吉岡吉典君 それはそれぐらいにしておきましょ。ずっと議論になってきました財政再建目標ですが、私は、これまでも財政再建の目標が繰り返して掲げられながら、実際はそれは実行されなかつたということ振返してみると、この目標もそつくりそのまま実現するかどうかということに大きな疑問を抱かざるを得ません。従来のもこれは今度はどう違うかということとは、もちろんこれまでの議論でいろいろ問題になってきたところ

です。

私は、それはもう時間の関係で論議しませんが、私ども、私が見通しに疑問を持つのは、歴代二番目の巨額の国債を発行しながら、財政再建元年だと言われる、こういう感覚だとやはりどうかという気がいたします。

それともう一つ、きょうの冒頭の議論にありました建設公債の問題です。林主計局長の答弁を聞いていますと、建設公債は財産を残すから全然問題ないと言わんばかりの響きで私にも聞こえました。それは私は全然違うと思ふんですね。大体財政法は、赤字公債の発行はもちろん認めていませんけれども、建設公債とてこれは例外措置であつて、本来は出さないでやるのが筋であつて、例外措置として認めているのを、資産が残るから当たり前だみたいな響きで聞こえる答弁を聞いていますと、さつきかなという気がいたしました。

それで、建設公債ももちろん利子は伴うものでありまして、今残高百七十一兆ですか、これは一体、総額についてはどれだけの利子が伴うのかと、これは大蔵省に聞いたところでは、十年債で六十兆、五十年債で六十兆、一兆円の公債発行で利

払いが一兆だそうですね。だから、元本よりも利子が多くなると。これは大蔵省からいただいた資料でもそういうふうになるわけで、それはやはり財政を圧迫することは、これは目に見えているわけですね。もう一度建設公債についてどういうふうな認識でおられるか、お答え願います。

○政府委員(林正和君) 先ほどお答え申しましたように、基本的に我が国の財政というのは非募債主義をとっているわけでございますが、ただ、公共事業等につきましては、その見合いの資産も残る、その効用も長く続くということで、その財源に充てるために公債を発行してよろしいということが決められているわけでございます。

先生御指摘のとおり、これは当然のことながら、その償還あるいは利払いというものの負担が将来世代にわたるものですので、これは財政制度審議会でもいろいろ御議論いただきましたが、そういう意味で、建設公債も含めたところでこれからの公債政策あるいは公債残高をコントロールしていくべきだという議論が行われているところでございます。

○吉岡吉典君 やっぱりの答弁ひかかるんですね。原則は発行しないんですよ。例外措置として認めているわけで、それを発行してもよろしいというふうには無条件に言われると、私はその姿勢を疑わざるを得ない。しかし、これだけで時間つぶすわけにはいきません。次に進みます。

今の財政危機をめぐって、大蔵省は一昨年財政危機宣言を行われた。それ以降、日本の財政が大変だという大宣伝を開始していただけて、私がちょっと手元にあるものを持ってきただけでも、去年盛んに、各地下鉄、私鉄の駅に出ました「ご存じですか。国の抱える大きな赤字」というこういうタイプのあれから、「財政構造改革への取組み」、これも去年とことし二種類つくられておりますし、それから経済審議会の答申に基づく宣伝もありました。

こういうものを出して、日本の財政が大変だという実態を知らせること自体は、私はもちろん必

要なことだとも思います。これにかけた予算についてもお伺いしましたら、こういうパンフだけでも百万部出している。三種類出で九百六十二万円、一千万円近い宣伝費が積み込まれているわけですが、問題はその内容ですね。私はこの内容について非常に疑問を持たざるを得ません。

それは、先ほど二部引用がありましたけれども、「破局のシナリオ」だとか、「財政・社会保障は21世紀には破綻へ」、「双子の赤字で純債務国へ転落する日本」とか、こういうのが大きい見出しでこの次々書かれておる。そして、このパンフレットを見ますと、赤字の実態として、例えば一千万円で積み上げると富士山の六百三十七倍になるとか、エベレストの二百七十二倍になると、東京から横にすると北京までつながると、こういうことを書いて一生懸命に出しているんですね。

私は、何のためにこれを出しておられるのか、こういう破局だ何だという宣伝をやって、これも見出しの一つにありますが、活力ある二十一世紀への展望が国民の間で持てるかですよ。これほどまだかまだかとばかりに危機感をあおって、国民は、これは日本はお先真っ暗だという気になると思えますよ。これでよくも活力ある二十一世紀へのなんていう見出しがついたものだと思います。

私は、これは間違った宣伝だと思えますよ。私は結論的に言えば、こういう大宣伝で国民への負担を求めている、恫喝ですよ、これは。一番問題は、なぜこういう赤字が生まれたかというまじめな分析がない。これは、財政健全化目標についても、なぜ出たかの原因はないわけですから、そういう謙虚なきちとして分析、反省の上で立つて国民に、我々として、政府としてどういう努力をやる、ということを訴えないでこんなものを出したら、これは本当に国民は読んで、やっぱり日本の将来お先真っ暗だ、こういうふうには思っていると思いますよ。

大臣、これは僕は間違った宣伝を大蔵省はやっていると思えますが、立派な宣伝と思えますか。○政府委員(林正和君) 私ども、いろいろな機会

を通じて財政の現状について国民の方々に説明をさせていただく、あるいはその御理解をいただくために資料をつくっておりますが、基本的な認識は、我が国の財政状況が非常に厳しいにもかかわらず、国民の方々の財政に対する御理解あるいは危機感というのは必ずしも強いものではないように思われます。

これはなぜかと考えてみますと、我が国の場合に、先生御案内のとおり、投資を上回る大幅な民間貯蓄がございまして、大量の公債が市場で円滑に支障なく消化されているということもあって、現在諸外国が直面しているような金利の上昇あるいはそれに伴う民間投資の抑制あるいはインフレといったような財政赤字の問題がこれまで顕在化してこなかったということなんだろうと思えます。

○吉岡吉典君 もうちょっと簡単に、聞いていることに答えてください。

○政府委員(林正和君) はい。また、どうしても将来世代へのツケ回しといえますと身近な問題として認識されにくいということもあるだろうと思えます。ただ、これからの日本の経済社会状況を見ますと、我が国だけが財政赤字の弊害からいつまでも無縁であるということは考えられません。したがって、私どもはこれから財政改革を進めていく、そのためには国民の御理解が必要であるということでこれまで広報活動をしてきたものでございます。

○吉岡吉典君 国民の理解を得られない宣伝をやっているということ、私は言っているわけですよ。それはそれで置きましょう。

問題は、私はこれを読んでいると、もうこれは大体消費税による国民の負担増は前提として書かれている。重点が置かれているのは、私が読む限りでは社会保障の問題、これは社会保障費負担の増大要求ですね。続いて、文教費の問題が強調されている。私は、消費税に続いて医療費初めこれから本格的な社会保障費負担が考えられているのだと、これを見ながら思いました。そして、続いて文教費をめぐって国民への負担が来るなど。

それで、この財政制度審議会の最終報告を読みますと、教育の問題で、これはまた一体どういうことが考えられているかなと思うことが書かれております。それは、小中学校の人員費の国庫負担を見直すという問題、教育施設の負担を見直す、教科書無償制度も見直す。そして、最後に私は、これはちょっとどういふことなのかわからないんですが、国立大学については自己財源の充実に努める、これは大学に商売でもやれということなのかどうなのかわかりませんが、同時に法人化を含めて組織運営のあり方について検討すると。国立大学の法人化というのは、これもまた民営化しようということなのか、一体どういふことが考えられているのとつたらいのか、ちょっとお答え願います。

○政府委員(林正和君) 今、先生御指摘の点ですが、昨年の七月に出ました財政構造改革白書、そのものにもなるものでございますが、その中では、言われておりますように、国立大学のあり方につきましても財政制度審議会、運営の自主性あるいは自立性を高め、教育研究の活性化を図るため、国立大学という設置形態を改め法人化等の検討が必要というように指摘されているところでございます。つまり、ここでは国立大学について言いますと、自主性、自立性あるいは教育研究の活性化と、そういう観点から御議論が行われてきているものと承知しております。

○吉岡吉典君 私が聞いたのは、人件費をどうするか、教育施設も国庫負担をどうするか、教科書の無償も検討すると言っている、大学については法人化というのは国立大学をなくしちゃうのかどうか。それを聞いているわけで、文章はわかりませんが、僕は字が読めるから。

○政府委員(林正和君) 文教予算につきましては、財政制度審議会の報告では、今先生御指摘のようなどころの議論が行われているところでございます。それは、御案内のとおり、文教予算で義務教の国庫負担金あるいは国立学校の人員費、それが八割を占めておる構造になっておりまして、そ

ういう意味で非常に硬直化した予算という指摘がされております。

そういう観点から、国庫負担金の問題等の見直しの必要性が指摘されているところだというふうに理解しております。

○吉岡吉典君 国立大学をどうしようというんですか、民営ですか。

○政府委員(林正和君) 法人化等の検討が必要と指摘されているところですが、文教予算だけではなくて、すべての経費につきまして財政構造改革会議でこれから議論をされていくところでございますので……

○吉岡吉典君 国立大学をどうするかということ聞いてるんじゃないか。

○政府委員(林正和君) 文教予算についても、そういう議論も踏まえながら、具体的にその見直しについて検討していくことになるように思います。

○吉岡吉典君 大臣、今の答弁を聞いてみると、何でもかきわたりにくいことをお答えになる人がそろっているのか疑問を持たざるを得ません。そんなことを悪態ついていたって話は進みませんか、もう一つお伺いします。

この閣議決定でも、聖域を持たないで見直しをやるわけですね。これまでの議論で、公共事業費も見直すということを初め、多くの問題で政府の答弁がありました。そして、中期防についても見直しを行うということでした。

そこで、私はお伺いしたいんですが、中期防の見直しというのは正面装備だけなのか、それから、この財政制度審議会の報告でも言っているように、定員も含めて見直しするのか、在日米軍経費も含めて見直しするのか、その範囲はどういうふうに見たいのか、お答え願います。

○政府委員(林正和君) 現在、構造改革会議で、すべて聖域を設けないで、あらゆる経費を対象に議論が行われているところでありまして、その一環として、御指摘の点についてもさまざまな議論が行われることになろうと思っております。

○吉岡吉典君 そうしますと大臣、今の答弁だと、中期防の見直しについては正面装備も、それから自衛隊の定員も、在日米軍経費も再検討対象だと、そうとっていいわけですね。

○国務大臣(三塚博君) 本件は、先ほど来申し上げておりますように、財政構造改革会議は三回やりましたが、四回終わりますと検討委員会、具体的な検討に入ることにあります。次長が答えましたとおり、あらゆる支出について聖域を設けず、こういうことで全体を見直すということでありまして、この言に偽りはございません。

○吉岡吉典君 終わります。

○山口哲夫君 最後でございますので、約三時間とわたる議論を聞いての感想をまず述べてみたいと思うんですが、大蔵当局は、我が国の財政赤字がずっと続いていけば将来に大変な悪影響を及ぼすということをよく知っているんだなと、それなのに今までよくこれだけ借金したんだなという、そんな感じがいたしました。国民一人当たり、自治体の借金も含めまして四百三十四万円と、大変な負担です。

もう一つ、我が国がアメリカの双子の赤字を批判した本人ですね。あれだけアメリカに対して双子の赤字を解消せよと言った日本、アメリカはそれを受けて財政再建のための法律をきちんとつくって、そして今解消のために進んでいるわけなんです。ところが、そういうことを主張した日本が逆にアメリカ以上の赤字を背負っている。まことに無責任だなと思うわけです。これは今日までの歴代内閣の責任でもあるし、大蔵省の責任も私は大変重いと、そう思います。とにかく将来に与える影響が大きいわけですから、きちんとしたやつぱり財政再建をやつてもらわなければいけないだろうと思います。

そこで、具体的な質問ですけれども、二〇〇五年には国内総生産比で三%以下に単年度赤字をして、赤字国債から脱却すると言っております。それで、橋本総理は所信表明演説で既存の歳出に思いついたメスを入れるとも言っております。

ところが、今年度の予算を見ますと、問題になつてくる公共事業も削らなければ防衛費も削らない。逆に予算がふえているわけです。これでは私は財政再建というのはもうかけ声だけに終わってしまふと思うんですが、けさの新聞に、橋本首相は十六日、きのうですね、一九九八年度予算編成から歳出削減を進めるための基本指針を固めた。それで、この目標というのは今の財政再建ですけれども、この目標達成のために一般歳出の伸びをゼロにするという数値目標を盛り込むかどうかについては調整中だというわけですね。数値目標をゼロにするかどうか調整中では、これはもう本当に財政再建をやる腹が総理にあるのかなという感じを私は受けるわけです。

先ほどの答弁を聞いておると、大蔵大臣は財政再建法を今国会中に提案して、臨時国会で議論をしていただくと、大変結構だと思います。それは信じていきたいと思います。でも、そこで質問は、やっぱり歳出の伸びをゼロにしない限り、毎年約二兆円の歳出削減をしなればこの目標は達成できないということをお政府は言っているわけですから、はっきりと来年度予算からは歳出はもう伸び率ゼロ、ゼロ以下にしなければいけないと思うんですけれども、最小限ゼロにするということだけははっきりさせていただかなければいけないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 山口議員から全体を見ての御提言をいただきました。私の決心は決心として、明日、財政構造改革会議第四回目がございまして、重く国会の声として受けとめてまいります。

○山口哲夫君 ぜひこの財政再建の初年度をきっちりしたやつぱり財政、歳出だけはもう絶対に伸ばさない、そういう決意でやっていただきたいと思っています。

それから次に、自治体財政を見ると、この自治体が危険なのかどうなのかということをはかる一つの指数があります。それは公債負担比率というのがあります。いわゆる公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を言うもの

です。これが一五%を超えたと警戒ラインと言われていて、二〇%を超えたと危険ライン。二〇%を超えますと、まず起債はほとんど許可されないということ。ちなみに、本年度のこの比率は全国平均一三・八%ですから、警戒ライン以下ということになります。それだけ自治体は財政健全化のために大変な苦勞をしてきていると思うんですけれども、私なりにこの数値を国家の財政に当てはめてみたわけです。一律に当てはめることはなかなか大変難しい計算です。しかし、誤差は一、二%あるんでしようけれども、それにしても私の計算では二九%になります。これは、自治体の財政からいえばもう明らかに危険ラインを越えてしまつて、もう破産状態だろうと思うんです。政府の一方の自治省はこういう指導をやっているんです。

ところが、肝心の大蔵省はそういうラインをとうに超えているのに平気で借金をしている。これは実におかしな話なんで、こういうことについて一体どういふふうに考えるのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(林正和君) 今、先生から地方の起債制限に関する要件を引用されましてお話がございました。それぞれ財政制度に相違があるために一概に比較はできないと存じますが、ただ、いずれにしても国の財政状況が極めて悪いということとは事実でございます。

なぜこうなつたかというの、もう既に御案内のとおりでございますが、一般的に状況に加えて、我が国の場合にはバブル崩壊後、累次の経済対策を打つてきた、建設国債を財源に公共事業を中心とした対策を打つてきたということもまた一つの要因だろうと思ひます。

ただ、いずれにしても大変な状況に立ち至つておるものですから、再三申し上げておりますように、平成九年度、財政構造改革元年度予算ということで、構造改革、各種制度改革を含む改革をし、歳出については極力抑制をしたところでございまして、いずれにしましても今の状況を見ますと、

できるだけこれは早期に健全な財政體質を回復していくということが極めて重要なことでございまして、国会の御議論あるいは財政構造改革会議での御議論というものを踏まえて、全力を挙げて取り組んでいきたいということでございまして。

○山口哲夫君 次に、特例公債いわゆる赤字国債について大臣に質問したいと思ひます。

この特例公債というのは、本来、財政法からいへば禁止されているものですね。建設国債は当然でしようけれども、しかし赤字国債というのは、これは財政法で禁止されているものなんです。ところが、財政が苦しくなると禁止事項をちやんとつくった大蔵省自体が今度は勝手に法律を変えて赤字国債も出せるようにする。これはまことにおかしい話です。今相撲の最中ですけれども、負けそうになったら自分で土俵を広げていくというやうなものです。

少なくとも、日本の財政の基本法ですよ、財政法というのは。そこで禁止されているものを、赤字国債を発行しなければやつていけない、だからこの法律を改正して特例法をつくるというのは、これは法治国家としてやるべきことではないと思ひます。どうでしょう。

○政府委員(林正和君) 先生御指摘のように、赤字国債は、建設国債と異なりまして見合いの資産がないということで極めて不健全なもので将来世代に対してツケだけを回すということでございまして、本来発行すべきではございませぬし、発行しましたならばできるだけ早くその残高を減少させていくべき性格のものだろうと思ひております。○山口哲夫君 大臣、法治国家としてこういうことを法律でやるということはどう思ひますか。ちやうど今、沖縄の問題でも特措法をまた改正しようとしている、これだつてそうですよ。法律できちつと決めたことが都合悪くなるとそれを拡大していつて自由にやれるようにしていくというのは、それだつたら何もこういう基本的な法律というのはいらないと思ひます。法治国家というのはそういうものでないと思ひます。

この赤字国債の禁止されているものについて、あえてこれをやつていくということについては、どう思ひますか。

○国務大臣(三塚博君) 財政運営は、単年度で申し上げますとその年の歳出の額を抑え、ナショナルミニマムともいふんでしようか、シビルミニマムといふんでしようか、こういうものをすべて点検をし、最小限にこれを抑えたといひまして、税金がこれに追いつかないということになります。と、その分を公債として承認をお願い申し上げる以外にないということがあります。

しかば、当然反論として税金に見合うものをきつとやんなさい。実は、九年度編成はプライマリーバランスを達成したわけでありまして、それは国債費を除きでございまして。十六兆になんかとする元利合計がございまして。最小限これに相当する分を公債費として捻出をいたしませんければならぬわけがございまして、建設国債を特例公債合わせましてこれまた十六兆、これに見合うものが計上をされておるわけがございまして。法律的に、財政法に違反をするのでは、また他の法律にも違反しないかということがございまして、財政法の規定にございまして、国会の議決をお願い申し上げ、そこで本年お許しを賜りたい、こういうことになるわけがございまして。

御説のように、そうならぬようにしていかなければならぬと、これからの財政運営の基本的理念でありますことは御指摘のとおりでございまして、その脱却を目指してこれから全力を尽くしていかなければならぬと、こう思ひておるところであります。

○山口哲夫君 しかも、問題は、その償還期限が十年間というものを六十年にするわけですね。家庭に置きかえてみますと、孫子の代まで使える住宅を建てた、だから償還期限は六十年です、これはわかりますが、孫だつてその家に入るんですからね。ところが、この赤字国債というのは、これは家庭に例えてみれば生活費の赤字でしよう。おやじの生活の赤字を孫の代まで引きずらなければなら

ないものでしょうか。これはどう考えたつておかしいと思ひます。

さつき大臣が、孫子の代の共感を得るものでなければならぬ、こういう答弁をしておりました。これは、孫の立場からいへばとてもじやない、じいさんやおやじの借金はかり背負つて生活せよといふたつてたまつたもんじやないです。大臣の言っていることと、今までやつてきたことは随分違うんじゃないかなと思ひます。これはどんなことがあつても十年に返すべきですよ、最低限十年に返すべきだと思ひます。どうでしょう。

○政府委員(林正和君) 特例公債は、御指摘のやうに、その見合いの資産がございせんので、本来できるだけ早く残高を減少させていくという性格のものだろうと思ひます。

ただ、もう御案内のとおり、厳しい財政事情の中でより短期の一定年限、今年というお話がございまして、それで償還するルールを設定することとしますと財政事情をさらに厳しくするというところから、やむを得ない選択として建設国債と同様の六十年償還ルールというものによつてきたところでございまして。

今後、直ちにこの六十年償還ルールにかかわるべき新たなルールを設定するということは困難でございましてけれども、特例公債の発行を授権する法案に盛り込まれた減債規定の趣旨、これらを踏まえまして、特例公債の残高を速やかに減少させていくやう、できる限り早期の償還に努めていく必要があると思ひます。

○山口哲夫君 大臣、いかがでしょう。大臣在任中に六十年を少しでも、五十年にでも四十年にでもするくらいは御決意はございせんのですか。○国務大臣(三塚博君) まさに財政法に規定してある事項とはいひながら、国会議決をもつて御承認を賜る本年度予算編成の根幹にかかわつた問題でございまして、御批判はしかと受けとめさせていただきます。

来年度予算編成の際、国会論議を十二分に踏まえながら、後世に借金を残さないという特例公債

の性格からいひましても真刻に検討を進めてみたいと思ひます。

○山口哲夫君 期待しておりますので、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

質問通告していませんけれども、最後に一つだけ。

官房長官が、公務員の賃金について、人事院勧告があつてもそれを実施しないということもあり得るというのを言ひました。しかし、人事院勧告というのは、公務員の労働基本権を剝奪した代償としてつくられたものですから、当然これは人事院勧告が出た以上はやらざるを得ない。もちろん財政は苦しいでしようけれども、しかし公務員の賃金、生活にかかわる問題ですから、給与関係閣僚會議の強力なメンバーの一員として、これは官房長官の言葉については私は到底納得しかねますので、大臣としてぜひそういうことのないやうにやつていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょう。

○国務大臣(三塚博君) 人事院制度は、私もよく存じ上げております。

梶山長官の発言は、予算委員会と同様趣旨の質問がございまして、記者会見の際、恒例による記者から見解を求められたことに對しコメントを申し上げたと。財政再建、聖域なき検討見直しを加えて縮減をしていくということに對し、正確に言いますと公務員の人員費についても対象になり得るものだという趣旨を述べたと、こう言われておるところであります。

私からは、ただいまその段階にさせていたいただきますが、人事院制度は代償措置としてとつておりますこと、しかと知つておるものであります。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(松浦孝治君) 他に御発言もないやうです。今日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

平成九年三月二十八日印刷

平成九年三月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P